

平成25年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年6月19日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第33号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 3 報告第34号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 4 報告第35号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 5 議案第94号 横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
- 第 6 議案第95号 横手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第96号 工事請負契約の締結について（山内地域多目的総合施設建設工事）
- 第 8 議案第97号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）
- 第 9 議案第98号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）
- 第10 請願、陳情委員会付託

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

追加日程第 1 大雄振興公社に関する説明を求めることについての動議

出席議員（28名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
14番	堀 田 賢 逸	15番	佐 藤 徳 雄
16番	佐々木 誠	17番	菅 原 恵 悦
18番	齋 藤 光 司	20番	佐 藤 清 春
21番	佐 藤 忠 久	22番	寿松木 孝
23番	播 磨 博 一	24番	佐々木 喜 一

25番	佐藤 功	26番	塩田 勉
27番	奥山 豊	28番	阿部 正夫
29番	高橋 勝義	30番	田中 敏雄

欠席議員（1名）

13番 小沢 秀宏

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠悦	副市長	鈴木 信好
副市長	佐藤 良吉	教育長	高橋 準一
総務企画部長	浮嶋 伸	財務部長	石山 清和
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部 総務課長	佐藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	小松田 文夫		

事務局職員出席者

事務局 局長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主査	松井 尊臣		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

会議が始まる前に、一言皆さん方をお願い申し上げます。

質問や答弁、意見が述べられている際は、できるだけ私語は慎んでいただくようお願い申し上げます。

17番菅原恵悦議員から遅刻する旨の、13番小沢秀宏議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 立 身 万 千 子 議 員

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の立身万千子です。

昨今のマスメディアでは、いわゆるアベノミクス効果を期待する声が頻繁に取り上げられています。けれども、その一方で自分たちのお給料はいつ上がるのか、給料が上がる前にパンやうどんや調理用の油が値上がりするらしい。頼みの年金が削られたら、どうやって生活していくのか不安だという市民の声もたくさん聞かれるようになりました。企業家や資産家たちは株の変動に一喜一憂のありさまですが、近ごろは一憂のほうをコメントする専門家が増えていると感じるのは私だけでしょうか。

参議院議員選挙を前にして経済面のみならず、例えば憲法を改正する手段としての96条改定問題や、慰安婦問題、米軍基地問題にあらわされる平和の認識について、また放射性物質の汚染水でタンクが満杯状態にもかかわらず、外国に原発を売ろうとする無神経さなどなど、この国は国民の幸せとは逆の方向に進んでいると憂慮せざるを得ません。

しかも、その基盤を磐石なものにするために、このような深刻な状況下に置かれても、為政者のやり方に疑問を呈することなく、無批判に受けとめる国民をつくっていくための手段が、前の議会で私が懸念した道徳の教科化に代表される教育分野であろうと危惧します。

そこで、私の最初の質問は、マスコミでも指摘し始めたアベノミクス5本の毒矢とも言われる、5本目の社会保障の分野である後期高齢者医療制度について質問をします。

この制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2008年4月から実施されました。それ以前は、1982年制定の老人保健法に基づいて施策が講じられて、70歳以上の高齢者は国民健康保険や社会保険などに入ったまま、現役並み所得者を除いて、1割負担で医療機関を受診できました。その財源は、公費と各保険からの拠出で構成されていたことはご承知のとおりです。

しかし、後期高齢者医療制度に基づいた5年前からは、75歳以上の人は、それまで加入していた保険から脱退させられて、収入がない人も家族に払ってもらって保険料が徴収されます。年金の収入が月1万5,000円以上の人は、年金からの天引きを原則としていますが、広範な国民の反発によって振り込み用紙を使っても納付できるようになりました。医療費の伸びと75歳以上の人口の伸びに比例して保険料が引き上げられる仕組みによって、この点でも国民の猛反発によって、低所得者のための法定軽減と国の特別措置による軽減で、今のところは全体的には実質7%が高齢者の保険料負担割合にとどまっています。

医療機関を受診すれば患者の負担は1割ですが、現役並み所得者は自己負担3割で、しかも保険給付の範囲を適正化という言葉を使って医療費の削減を目的に掲げているために、希望する検査や薬は制限されるという、まさに数年前のドキュメンタリー映画「シッコ」に出てくるアメリカ社会の後を追っている状況だと思います。高額な民間保険に加入していればこそ医療機関で治療を受けることができますが、動けなくなった貧しいアメリカ国民が病院の裏口に捨てられてしまう実態を映した映画でした。75歳を境に高齢者を前期、後期と差別する日本の後期高齢者医療制度は、そのアメリカにさえありません。

そんな数々の問題に怒りの声を上げた国民との力関係によって保険料の制限策を講じるなどで、行政にとっても、被保険者にとっても複雑な手続を提示するだけにとどめて、根本的な制度の矛盾を放置したままにもかかわらず、安倍首相は広域連合による運営も安定し、制度は定着したと言っただけではありません。この後期高齢者医療制度を存続させた上で社会保障制度国民会議にかけ、国の経費を一層減らすための法律である社会保障制度改革推進法を具体化する方針を安倍首相は明らかにしています。

一体、これまでの5年間で後期高齢者医療制度を市民の立場から見ると、現在はどんな状況下にあるのでしょうか。私は、今述べたような制度開始当初に懸念した点を検証する必要があると考え、次のように質問します。

まず、保険料について2点お尋ねします。

1つは、横手市における徴収方法と軽減措置について、実態と問題点をお聞かせください。

次に、いわゆる保険料の未納者並びに短期保険証交付者の実態と、それをどう分析しておられるのかお聞かせください。

2つ目に、健康診断の実態と課題についてお尋ねします。

老人保健法では義務化されていた健康診断が、後期高齢者医療制度では努力義務にされています。寝たきり状態の高齢者については、在宅介護との連携も重要な課題ですので、かかりつけの医療機関を受診中の人にはどう対処しているのか、これについてもお聞かせください。

続いて、医療費の内訳と課題についてお尋ねします。

介護予防と相まって歯を始めとして、口腔の健康が重視されていますが、秋田県全体と横手市の比較も含めて伺います。

そして、最後に広域連合の仕組みについてお尋ねします。

秋田県の広域連合は、五十嵐市長を初め25人の議員で構成されており、ほとんどの広域連合議員は首長さん、そして議長さんが役目を担っておられます。多様な任務、重責の方々が集まる中で、果たして十分な議論が行われているのでしょうか。県民の中でも後期高齢と言われる大勢の方々の要望を十分反映できる議論が行われているのでしょうか。率直なお答えをお願いします。

次に、自治基本条例について質問します。

昨年9月議会で私は、市民検討委員会の方々が二十数回にわたって会議を重ねるなど、精力的に活動されており、その協議を踏まえて、行政と議会と市民みんなのよりどころになる身近な条例をつくっていくためにということで質問しました。そこで市長は、職員の意見も市民検討委員会に提言する、さらに情報公開と情報共有は、自治体としてある種覚悟が必要だと答えられました。それから、9カ月過ぎた現在、今議会に提案された条例案の中に、市長が答弁された内容がどのように反映されているのかお尋ねします。

以上で私の質問を終わりますが、今、マスコミでも盛んに3年前の東日本大震災の検証をしています。この横手市にも20家族ほど福島からの避難者がおられて、日々ふるさとの復興を願いながら、例えば夏物衣類のリサイクルバザーなど、行政や地域の住民たちと交流し合って頑張っておられます。今回、私が質問した後期高齢者医療制度も、自治基本条例も推進していくにはまさに行政と市民、その支え合いが重要で必要な課題だと思います。公助、共助、自助と言葉では簡単に言えますが、個人情報保護の重要性はあるというものの、信頼関係が成り立つ上での情報共有がなければ、支え合いは限られてしまいます。その意味での自治体の覚悟と市長が言われるのかもかもしれませんが、北海道のニセコ町や東京都三鷹市など、自治基本条例を具体化して実践している自治体では、情報共有の原則のしっかりとうたっているようです。この機会に、ぜひとももう一步踏み込んだ地域支え合いを進めるために、議論を深め合うべきではないかと申し上げて、私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の後期高齢者医療制度について答弁申し上げたいと思います。

まず、1つ目の保険料についてでございます。

後期高齢者制度の保険料の徴収方法につきましては、年金から天引きとなる特別徴収と、納付書で納める普通徴収がございますが、受給している年金額が18万円未満の方などは普通徴収となっているところでもあります。また、どなたでも年金天引きから口座振替に変更することが可能となっており、徴収方法につきましては定着したものと考えております。

次に、保険料の軽減措置であります。2割、5割、8.5割、9割と世帯の所得の状況により、きめの細かい軽減措置を講じております。これにより所得が低い方の負担軽減が図られており、今後とも国がこの軽減制度を継続していくことを望んでおります。

この項の2つ目の保険料に関するお尋ねでございますが、平成24年度の未納者と滞納者の状況につきましては、加入者数1万8,528人のうち、現年度分の未納者の割合は0.6%で112人、未納額は239万円であり、過年度分の滞納者の割合は0.2%で33人、滞納額は205万円となっております。この方々は、後期高齢者医療制度に加入される以前の税につきまして分割納付などをされており、保険料の納付がおくれている状況であります。

滞納者数は納付相談によりまして、平成23年度の83人から50人減少しており、納付への理解が得られているものと考えております。また、収納率につきましても県平均を上回っている状況であり、今後とも保険料に関する周知と丁寧な納付相談を心がけてまいります。

2つ目の健康診断についてのお尋ねでございます。

75歳以上の後期高齢者健診についてでございますが、対象者は1万8,398人で、医療機関で受診した方、入院中の方、施設入所者等を除いた方々は8,034人でありました。平成24年度の健診申込者数は4,082人に対し、3,233人の方々が受診いたしまして、受診率は79.2%でありました。検査項目は既往歴調査、自覚症状等の問診や身長、体重、血圧測定、肝機能検査、血糖、尿検査など、成人が行う健診項目と同様に行われ、自己負担はございません。地域ごとに受診しやすい体制づくりに努めているところでありますが、今は受診者対策が課題でもあるところであります。

ひとり暮らしの老人、高齢者世帯が増加しており、健診会場までの足の確保や、健診結果の事後指導について既存の地域組織の助け合いを活用し、関係団体等と連携を図りながら、保健師や地域包括支援センターが家庭訪問、健康相談などに今後も対応してまいります。後期高齢者の健康は、介護保険制度との深いかかわりがございます。今後も医療、保健、福祉が一体となって、後期高齢者に対する健康推進を図ってまいります。

3番目の医療費についてでございます。

平成24年度の状況でございますが、総額が132億4,492万円で、その44%に当たる58億2,685万円が入院診療となっており、大きなウエートを占めております。また、外来診療は34億1,184万円で26%、調剤が36億6,285万円で28%となっております。なお、当市の1人当たりの医療費は71万5,000円で、県平均を4万8,000円下回っております。入院診療の占める割合につきましては、国民健康保険では37%であり、高齢者になるほど割合が増加している状況にあります。

4番目の広域連合の仕組みについてのお尋ねでございます。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会は、県内各市町村の長または議会の議員による25名で組織されております。この議員定数は、各県の実情に合わせて設定されておりますが、秋田県の場合、各市町村から1名ずつ選出されており、それぞれの意見が反映されているものと考えております。また、議会の運

営につきましても各市町村議会と同様に運営されており、特に問題はないものと認識しております。

大きな2つ目の自治基本条例についてであります。

この条例の策定に当たりましては、条例に盛り込むべき内容について職員からも意見を募集し、その内容につきまして、市民検討委員会に資料提供をした上で報告書をまとめていただいております。また、庁内プロジェクトチームにおける条文化の作業におきましても、職員の意見を検討材料としており、完成した条例案につきましては、市民検討委員の皆様の思いとともに、職員の考えも随所に反映されているものと認識しております。

情報公開に関しましては、第12条市民の参画の推進の解説に内容を盛り込んでおります。市民の皆様への説明責任を果たし、参画と協働を推進していくためにも、今後も引き続き横手市情報公開条例等に基づいて、総合的な情報公開を進めてまいります。

情報の共有についてであります。情報共有とは公開される情報を市民の皆様が受け取ることによって成立する行為であり、情報公開よりもさらに一步踏み込んだ自治の基本と位置づけております。このことから、本条例案では情報共有について、第4条の基本原則に想定しております。市としましては、現在さまざまな媒体を活用して情報発信の努力をしておりますが、情報を共有するという視点での取り組みはまだ不十分だと感じております。公正で透明性ある市政運営の実現と、市民の参画と協働の推進には情報を共有することが不可欠であり、市民の皆様に必要な情報を確実に届けることができる工夫と努力が必要であります。今後、情報共有の原則に基づいて、さまざまな施策を展開していくことが自治基本条例の実効性の確保につながるものと認識しております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございます。

今、なぜ後期高齢者医療制度かということで、ちょっと私は申し上げたいと思うんですが、もう安倍首相のように、定着しているから軽減策も物すごくいいし、いいんじゃないのという、今までの厚生常任委員会でもそういう論議がなされました。なぜなのかということをおっしゃりたいのですが、もうこれは小泉三位一体改革の時代から、もうずっと毎年2,200億円ずつ社会保障の費用が削られているというのはご存じだと思います。その前にも介護保険、それから障害者自立支援法という制度ができました。結局、これも十分ではないので、見切り発車したということで、今いろんな国民の反発が来ています。けれども、まだ使いやすい介護保険にしていこうというところでの国民や市民、それから国、そして行政との協議の余地はあると私は思っています。

けれども、この後期高齢者医療制度というのは、どこから見てももう工夫のしようがないということを感じております。それから、中身が本当に露骨に医療費削減、もうはっきり言っていますから、削減とする。それから、もうご高齢になれば治療の余地はない、そのまま自然に逝ってほしいとはっきり言っているんですよ。それと、それが1つ。

それから、保険料の徴収というのももう初めは、今はこのように軽減策はなかった。国民が騒いだからという言葉を使っているんですけれども、だから軽減をどんどんやっていったというふうに官僚は言っているんですよ。そういう国民を無視したというか、そういう態度で、これができていくということに、私はどうしてもこれは許せないというふうに思いまして、もう一つはこれを突破口にして、今盛んにやられている生活保護の基準引き下げ、それから今じわじわと子ども、子育て方面にも新しい施策がありますが、これも結局福祉の後退が及んでしまう、その一つの基準になってしまうのが後期高齢者医療制度だということで、今、私はみんなでもう一度考え直さなければいけないんじゃないのかということで質問をさせていただきました。

もう一つ言わせていただければ、国保の問題でも初めは国の国庫負担半分だったです、50%。今はもう20%台になっています。だから、自治体が幾ら頑張っても、やはりこの国保の私たちが支払う量というのは、もうどんどんいっぱいになってしまうんです。だから、一般財源から法定外の繰り入れをもうたくさん自治体がやらざるを得ない、そういうことまでいっているというのをもう少し私たちは深刻に考えなければいけないのではないのかなというふうにして思っていたところです。

今、広域連合についてだけ再質問させていただきますが、本当は傍聴してもいいですよと、ホームページも言っているのにしない私が後ろめたいというのを思いまして、そこも含めて質問しているんですが、結局、今、各自治体から市長さん、議長さんたちが行っていっちゃいます。その長のつかない議員さんというのは、たしか25人の中で3人ですよ。そこで、本当に大変な任務の中、集まってくださっているのには、本当敬意を表したいと思います。それから、職員さんたちももうずっとうちから離れて秋田市に通っていっちゃる。そこで、いろいろ勤務していっちゃるんですが、もう一つ踏み込んで、例えば各自治体の中間管理職の人たち、そこにずっと精通している、そして施策も講じられるというような立場の人たちのワーキンググループというのを組織して、もう一つ秋田県の、これからどんどん高齢化が進んでいく秋田県ですから、その施策を講じるというような形の考えというのはあるものでしょうか、どうですか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今、議員がお話になりましたような実務者によるその検討会というのは、特別に今、具体的な話というのはございません。

ただ、特に国民健康保険を通じて担当課長同士というのが、会議がたびたびありますので、そういう中での意見交換をしております。例えば後期高齢については、全国的な問題と横手市とか秋田県内における課題というのがあると思いますけれども、議員がいろいろお話しされたような、例えば苦情等については、横手市については全くありません。それは、市長が申し上げましたとおり、軽減措置によって大体75%の方が軽減措置受けておりますので、そういう点からも苦情がないということは言えると思います。

ただ、県内の課長たちの会議は、まだこれからということになると思いますけれども、市の内部的に

は特に食育といいますか、予防活動としての食育というところに今着目しております、市民生活部と健康福祉部の担当者レベルでは、健康運動指導のほかに食育指導というのが生活習慣病予防にかなり効果があるということで、それを横手市独自の方式として何か検討できないかというようなことを市内部では協議しております。いずれ全県的な担当課長たちが集まるときに、そういうことを話題にしながら全県的な活動も考えてみたいと思います。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

ぜひこの自治体からでも発信していただきたいと思います。

もう一つ質問なんですけれども、例えば東京都の中の広域連合では葬祭費、お葬式の葬祭費なんかは保険料から外していますよね。どんどん保険料が膨らみますから、そうじゃないこと、例えば診察手数料とか健康診断費用とかというのを除いていって、あとこれは未収金も、それで保険料に含めないでやると負担が少なくなるということでやっている自治体もあります。まず葬祭費すら出していない自治体もある中で、秋田県ではちゃんと5万円ずつやったださっているというのありがたいんですが、そういうまず保険料に対してのいろんな意見とかというのは、広域連合では出ないのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 私は、会議録を見ているような状況の中でのお話になりますけれども、いざ今この葬祭費につきましては、議員がお話しになりましたとおり、5万円ということでお支払いしておりますし、その部分については、保険料に含まれているというような状況であります。いざサービスと負担の関係については、全体的に広域連合の中で話し合われているというふうに理解しております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ぜひ全国の情報はいっぱいあるはずですので、何とか、これからはもう秋田県はどんどん私なんかの世代では物すごい数になるわけですよ、後期高齢者が。だから、どうしても現況はアップせざるを得ないというふうなシステムなので、そこを何とか抑える抑えるという形で論議していただきたいというふうに切にお願いします。

ちょっとこれ、この次の質問をどうしても今、関連質問なんですけれども、広域連合、広域化というところで市長のお考えをまた伺いたいんですが、国民健康保険のことです。

これは、ずっと市長は早く広域化にしたいというご意見をずっと言っておられました。その広域化についてのどうしてかというのは、今までの一般質問でもいろんな議員が言っていたように、せつかく横手市で私たちが必死になって支払って収納率がよくなった、だけれども、秋田市のような、言ったら悪いんですが、収納率の悪いところに結局穴埋めさせてしまうというところで、非常に問題があるんじゃないかというのが1つの大きな例だったというふうに思います。それは私も思いますが、これのこの4月から6月にかけて、ご承知のとおり、国、中央ではいろんな動きがあります。社会保障制度改革、今言ったような国民会議、それから社会保障審議会医療保険部会というところで、盛んにそれが議論され

ているのはもうホームページでも上がっていますけれども、全国市長会、町村会は広域化に賛成、早くやろう、だけれども、全国知事会はいろんな意見が出ています。それは、例えば県内の市町村で保険料の格差が余りにも大きいと、そういうところは市町村ごとに異なる設定を認めてもいいんじゃないかという意見もあります。また、都道府県先にありき、都道府県の広域化、それがありきで構造的な問題の解決というのは二の次にしている、そういう国民会議の議論は順番が違うんじゃないかという意見も出ています。

私どもは広域化による問題というのは、1つは住民の声が届きにくくなるということ、そして必ずしも平均的な保険料が算定されるわけじゃない。どっちかといえば、もう一番低い最低基準のところその基準を置かれるというのは非常に考えられる。だから、より大きなペナルティーが各市町村に科せられるおそれがあるということもありまして、単に広域化を歓迎はできないというふうに考えております。その点を、今度いんな国の中央の動きを加味しても、市長が国保の広域化を推進なさりたいという理由をお聞かせください。

○佐藤清春 議長 市長

○五十嵐忠悦 市長 国保の広域化の必要性については、さまざまな観点から言えるわけでありましてけれども、何よりも国保制度そのものが制度疲労している、起こしている状況があるわけでありまして、この根本的な解決は、絶対されなければならないというふうに思っております。

ただ、我々としては、それに至るまでに相当長い道のりがあるだろうというようなことが想定されますので、まずは極めてその努力している自治体にとって、非常に割高な保険料になるような仕組みは改めるべきだと。これは私ども県を保険者とする、広域化したからといって全て解決するとは当然思っておりません。そこには、国がこれにどういうふうに関与するかという、制度疲労起こしているわけですから、その覚悟が必要だと思っています。ですから、国も県に押しつけて済む話ではもちろんなくて、県も当然のことながら財政の問題だけで考えるのではなくて、この仕組みそのものが、これから先どうあるべきかということの議論をまないたに上げるためには、私は広域化ということは通過点として必要だというふうに思っております。

ただ、広域化することによるさまざまな困難な事態はあると思っております。それをどのように軽減していくか、緩和していくかということは、まさに我々、知恵を出さなければいけない部分ではないかなと思っております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 私は、その制度疲労というのは結局簡単に言えば、国が自分たちの負担を減らした、どんどん減らしていくというところにあるのですから、やはり国がもとに戻せば、それで済むというふうに私は思っています。

まず、それで次にいきたいと思います。

自治基本条例のお答えをいただきました。自治基本条例というのは、私はやはり重要なことだし、こ

れからの横手市を担う人たちにとってもすごく基準になることだしという意味では賛成していますが、その情報公開と情報共有ということは、市長が9月にお答えになったように、やはり大変難しい、具体的にすれば難しい問題だなという、そしていてそういう問題が日常生活で次々に起こってきているということも感じています。

それは全国どこでもそうなんだろうなということで、先ほど申し上げましたけれども、今ちょっとニセコ町の自治と言わないです。ニセコ町では小学校5年生からきちっと理解できる、自分の町がどうあるのかということ認識、理解するように、難しい言葉は使わないようにしようというので、ニセコ町まちづくり基本条例です。そこでは、情報共有のために章立てされています。まちづくりの基本原則で情報共有の原則というのをうたっています。これは横手市もそうです。ですから、まずよかったなと思います。

その次、情報共有の推進、情報共有のための制度、情報の収集及び管理、そして個人情報保護もそうですが、1つきちっと章立てして、もうちょっと具体的になっているんです。ですから、横手市の私たちの自治基本条例を、まずこれを見る。基本原則があります。情報共有の原則です。参画の原則です。協働の原則です。ああ、そうですかというふうに私なんかは思ってしまう。そうすると、例えばここにいる横手市の若い人たち、じゃ、具体的にどうするんだよというふうに思うと思うんです。市長は第4条に、これがきちっとうたっているからというふうにおっしゃったんですが、具体的なところで市の職員さんたちは、多分市民からいろんな困り事とか、相談事が来ていると思うんです、私も行っていますから。ですから、職員さんたちの意見の中で、その情報共有についての何ていうか、画期的な意見とか、建設的なご所見というのはあったでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 情報を共有することについての職員からいろんな提案があったとかということについてでございますが、今手元に大もとになる提案された、全部持ち合わせてございませんが、いずれ情報共有するということは、先ほど市長が申し上げましたように、相手に届いているという、そのところがやっぱりキーワードになるんじゃないかなというふうに思います。

今までどちらかと申しますと、私どもははっきり申し上げて情報を発信するだけで、その作業が終わっていたというようなところはあったんじゃないかなというふうに反省しております。やはり、相手と情報を共有する、あるいは伝えるということは、相手に届いて理解していただくというところまでが1つのプロセスというふうに考えて対応していかなければいけないというのは、まず一義的に先ほど市長が申し上げたところでございます。

そういうことを職員の中で共有しながら、今進めているところでございますので、記憶によりまして、その情報の扱い方等については、職員のほうからいろんな意見があったということは記憶してございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) はい、わかりました。

やはり相手に届かないと幾ら発信しても、そのやりとりがなければやはり届いていることにはならないし、市は何を言っているんだかわからない、議員も何やっているんだかわからない、でも職員も議員もそれなりにと、職員さんも一生懸命やっているんですよ。そこがうまくかみ合わないところからいろんな問題が、横手市だけじゃなくて、これ全国にあるんだなというのを、いろんなところを見ていて思いますけれども、そういう個人情報保護のこととの裏合わせだと思うんですが、今マイナンバー制度、これ国で成立してしまいました。昔から国民総背番号制度というので上程しよう、しようとしたよね。それが国民の反発に遭って、もうそれが上程できないでいて、何か言葉が横文字になったからか何か知りませんが、成立してしまいました。これは、今アメリカのところで問題になっていますが、大変危険だと私どもは思っています。

ですから、国ではそのマイナンバー制度ということで、1つ、例えば立身万千子のナンバーがあれば、国保の番号から運転免許証から全部わかってしまうんです。それが悪用されるんじゃないかという危惧もありましたけれども、結局国は全部それ把握しているわけです。国でその個人情報保護というのを一生懸命言っているが、それがもう筒抜けだということで、私はその個人情報については、必要なところを結局申し上げたいのは、信頼関係があれば、それがある程度必要な個人情報というのはわかってしかるべきで、それがなければ、その情報の共有はできないというふうに思うんですけれども、例えばというか、実際の話ですが、まず災害のときの話はずっとしてきたので、まずやめますが、今夏休みを直前にして子どもさんたちの町内子ども会というのが組織されています。もう横手市内には、アパート群というようなもう100軒以上の人たちのアパートがあるわけですよ。その中でも町内会、子ども会にきちっと入りたい、入っているというところは本当に少ないんです。そうすると、だからアパートですら出入りも激しいし、どこにどういう人がいるのか、町内会長でさえ把握に非常に難儀しています。個人の子ども会に夏休みになるに当たって、自分からそのアパートの中の人でも入れてくれという奇特な方もいらっしゃいます。そうすると、そこからこうつながっていった体の情報はわかるんですが、どうしても子どもさんの名前だけで親御さんの名前は知らされないし、どういう状況かもわからない。例えばDVで逃げてきている人もいるかもしれない。この間のニュースの例もありますけれども、ですから慎重にならざるを得ないけれども、どうしたものかということで、ちょっと教育委員会にも問い合わせたりしたんですが、そうすると各学校によって対処が違いました。学校では本当にこっちは発信はしないけれども、そちらのほうから信頼できる人が来れば、そこでようやく、じゃ、このここだけをお教えしようという形になっているということだというふうに私たちは把握しています。

それでいいのだろうか、本当にその子どもたちをこれから伸び伸びと育てるためには、それでいいのだろうかというので、非常にその集落とか町内会で真剣に論議されているんです。ですから、非常に個々のケースでやらなければいけないというふうに思いますが、学校でも非常に苦慮されて、そのよう

なやり方をとっているというふうには私は把握しました。

じゃ、職員さんたちは、それに対してどう思いますかと言ったら、まず業務命令を粛々とやるのが基本ですから、そういうふうにおっしゃっています。それでいいのかなというふうには私は思うんですけども、市長はどうお感じになりますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今の議員がおっしゃった町内の子ども会が成り立たなくなっているところからの話でありましたけれども、今聞いて、改めて今びっくりしたところが半分ございます。私の町内は、アパートは非常に少ない、ほとんどないです。あるか。でも、町内の組織がまだありますし、そういう状況はないわけでありまして、実際新しくできた町内においては、そういうのがとてもあるのかなと思っております。

これは、このことについて教育委員会と話ししたことは、今まで特に正式にはなかったんでありますけれども、子どもさんが学校を、放課後あるいは休みの日に、じゃ、その子どもさんの育成支援に誰がどうかかわるか、行政として誰がどのセクションがどうかかわるかということについては、ある意味ではグレーな部分でございまして、先進的な自治体で、それを専門に扱う部署があるところもあるやには聞いておりますけれども、まだ私どもはそこまで行けておらないところであります。

そういう意味で、時代を担う子どもたちが地域で元気に過ごすためには、お題目としては学校と地域の連携ということになっておりますけれども、地域がそういうふうな状況でありますので、やはりこれは教育委員会と、市長部局のほうでも今までそれにがっばり合うといえますか、専らそれを所管する部署というのはなかったんでありますけれども、そういう新たな部署をつくれれば解決するという問題ではありませんけれども、それをまず専門に扱うことも係が必要かなと。議員が紹介した職員は業務に、メニューに従って粛々とやるという意味はどういう意味なのか、にわかにはわかりませんが、自分の守備範囲と、仕事の範囲となかなか動いていない部分があるならば、これは我々なりにもう一度仕事の整理をしなければいけないのかなと思っております。

そういう意味では感じて、知らなかった話ではもちろんございませんけれども、改めて検討して具体的に動かなければならない課題だということは理解いたしました。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 私は職員さんをどうこう言うつもりはないです。やっぱり、粛々と与えられたところをやるしかないというふうには思っていますが、結局こういう場合どうするかというのは、やはり部署部署で、やっぱり論議していったらダメなんじゃないのかなと思うんです。

もう一つは、そういう課を新設しても、それは解決にはならないと思うのは、結局、例えば児童センターというのは、何も小さい子だけが来るわけじゃないです。子どもさん、18歳まで子どもですから、Y²（わいわい）ぷらざにおいてもいろんな年代のお子さんたちがいます。基本、児童センターは親子で行くところなんですけど、それは基本であって、ちょっとお買い物しているからいなさいとか、あとは

とにかくあのへんぴゅーんと走って歩いている子どもさんもいます。それは悪いことじゃないです。子どもらしくていいなと思うんですが、余りにもそれが常軌を逸して、学校に苦情が来たというのもお聞きしました。それは学校じゃなくて、親じゃないのというふうに私は思うんですけれども、そういう意味では学校とか教育委員会だけの範疇じゃなくて、やはり私たちも含めて全体がその問題を、それこそ共有しないといけないんじゃないのかな。子どもを縛るといふか、制約、子どもの動きを制約するんじゃないかと、どうすれば子どもが伸び伸びと生活、生きていけるのかなという観点からやっていかなければいけないというふうに思いまして、民生委員さんや主任児童委員さんのところには、例えばアパートの中のその状況とか、そういうのを情報が入っているのかなというふうに思いしますが、違いますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 民生委員さん、それから主任児童委員さんの活動につきましては、やはりアパートの方々のその動向までは捕捉するというのはなかなか難しいというところがございます。うちのほうでいろいろ依頼しているものがございますけれども、個々の戸建てのお宅の高齢者であるとか、障害者であるとかは、全てこちらから名簿を提供などをして見守りをお願いしているわけがございますけれども、子どもたちにつきましては、なかなかこちらでは捕捉して、それを名簿をお渡しして見守りを願うという状況には、現在のところ至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 皆さん、それぞれ努力はしていらっしゃるのは、私も把握しています。それから、そのところで、例えば主任児童委員さんが非常に問題のお子さんがある家庭について、悩んでいるのがちょっとうちの近所でしたので、あります。でも、あしたからは大丈夫、支援課が入ったからというような言い方をしたんです。支援課って言ったら、子育て支援課のことでした。学校にも、それは養護教諭の先生たちとも連絡とっているからというような形で、結局、コーディネートして下さっているんだなどはすごく頼もしく感じたんですが、それが個人的な努力ではなくて、一律に、例えば児童委員の方々にこれをどーんとするとか、各学校にこれを通達するとかじゃなくて、交流といふか、きちっと場を設けることは要らないと思いますけれども、そういう交流の仕方も含めて、今、市長がおっしゃったようにその連携、地域と行政との連携というのは言葉では簡単ですが、それをもっと具体的にするために、やはり私たちももっと具体的にそういうことを提案し考えて、そして協議しながら前に進みたいというふうに思いますので、どうかよろしく願います。

終わります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤誠洋 議員

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

東北地方もようやく梅雨入りしたとのことですが、おてんとうさまには適度なお恵みとなりますように願っております。

今月29日から7月7日までの9日間、平鹿町の浅舞公園であやめまつりが開催されます。東京ドームの1.2倍、5.5ヘクタールの敷地面積に80種、3万株、50万本のアヤメが咲き誇ります。期間中の土日は多くのイベントがあり、昨年は4万6,000人の来場者でにぎわいました。ことしは十文字のさくらんぼまつりと共催し、両会場をシャトルバスが定期的に運行いたします。さくらんぼまつり会場では十文字道の駅と陸上競技場にとまり、あやめまつりの会場と結びます。ぜひ両方の会場に足を運んでいただきますようお願いいたします。

この炎天下、あやめ公園の草むしり、水やりなどの整備、準備に難儀をおかけいたしましたシルバー人材センターの方々、道路管理センターの方々には、この場をかりてお礼を申し上げます。おかげさまで予定どおりのお祭り開催となりました。ありがとうございました。

我々の任期中の一般質問は、今回を入れてあと2回となりました。議会基本条例が制定され、議会報告会などの開催で市民に身近な議会を目指し始めましたが、まだまだ不十分であり、議員、議会というものに市民の理解は得られていないな、市民の思いとはまだまだ乖離があるなど感じております。私自身の努力不足ではありますが、市民の知る力、知ろうとする行動をどのように進めたらいいのか、いまだに解決できないでいます。

さて、今回の一般質問は、議会のチェック機能という役割を果たそうとするものですが、問題点を明らかにするとともに、横手市という組織がさらに発展することを願い、改善すべき点は改善していただき、組織が前に進むことを期待しての一般質問です。職員個人を批判するものでは決してなく、したがってご本人はもとより、職員の方々には自信と誇りを持って萎縮することなく、事務執行を引き続き頑張ってもらいたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回は大きく1点のみですが、平成24年度、年度末に発生した産業経済部農業政策課所属職員による県単独事業の補助金事業、事業費はおよそ100万円において、本来は100%全額県のお金で事業ができたのに、事務手続がおくれたことにより、市の一般財源から不足分およそ70万円を支出した。これを政策

会議等にかけるで処理した。その後、しかるべきときに職員を処分したということについて市長の見解を求めるものであります。

1点目として、この事案について一連の経過報告を求めます。

皆さんのお手元には資料をお配りしておりますので、参考にさせていただき、報告をお願いいたします。次は、入り口の問題です。

なぜ税金を使ったのかという疑問であります。これは税金を使って処理する事案であったのか、市長の市民目線とはどういうことなのか、なぜという思いです。今回の事案は、歳出の事業予算としては全額、県補助金としてあったようですが、事務手続がおくれたために、市の一般財源の予算はなかったのに、一部市の一般財源から支出した。さらに、この処理を進めなければならないために、急遽市の補助金交付要綱を一部改正して税金を支出した。この一連の処理を担当部署だけで行って、部局長会議、政策会議等にかけるで、他の部局長が知らない間に処理が進められていたということであり、議会には報告する機会があったのにもかかわらず、聞かれなかったから報告しなかったということでもあります。

以上のことから、2点目として、なぜ自分たちのお金を出さなかったのか、処理について誰の指示、決済、職務権限で税金、一般財源から穴埋めをしたのか、また補助金交付要綱を一部改正したのか伺います。

3点目として、なぜ政策会議、部局長会議等にかけるでなかったのか、担当部署だけで密室で秘密裏に処理されたのではないのか、情報を共有して、組織としてこの問題処理に当たるべきだったのではないかと思います、所見を伺います。

その隠蔽体質は議会にまで及び、聞かれないから報告しないという組織が市民に期待されるように発展するとはとても思えないと指摘いたします。

4点目として、事案発生部署からの事後報告を人事課が受けて、調査、事情聴取が行われ、横手市職員懲戒分限審査委員会を開き、市長に報告され、処分の決定、公表となったことですが、この量定の妥当性、判断について市長の見解を伺います。

5点目として、今回の事案を市長はどのように受けとめ、再発防止策をとったのかを伺います。

以上、よろしくご答弁いただきますようお願いいたします。終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 平成24年度産業経済部農業政策課所属職員による補助金申請事務の遅延処理についてのお尋ねが都合5点ございました。これについて答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目でございます。

一連の経過でございますが、その前に、このご質問の事案につきましては、議員の皆様初め、市民の皆様大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。改めて深くおわび申し上げます。

今回の件は、産業経済部で所管する県事業補助金の進達事務において、事務処理がおくれたことにより県の補助対象となるべきものの一部を市が負担し、事業申請した農業法人に補助金を交付したものであります。

今回の経過であります。昨年7月下旬に農業法人から県事業の申請書が当市の担当職員に提出されました。この事業は、事業主体から市を経由して県に申請することとなっており、市の担当職員は農業法人から提出された書類を整えて、県の事前審査を受けております。その際、一部の数値訂正を指導されたため、農業法人に連絡して訂正した申請書を県に進達すべきところでありましたが、他の業務に追われ、事務処理を怠ったものであります。

県担当者から市担当職員に対しては、電話や電子メールで申請書の提出を促していたようですが、提出がなかったことから、県では申請がないものとして処理をされました。ことし2月に当市担当のチーフが別の事業で県と打ち合わせを行った際に、この事業について確認をされたことから事態が判明いたしました。その後、速やかに全額交付されるよう県との交渉を重ねましたが、結果として県の補助額は申請額の一部となったところであります。市としては、農業法人に不利益とならないようにとの判断から補助金交付要綱を一部改正し、市の補助金で対応することとしたものであります。要綱の改正については、農業法人に迷惑をかけないための緊急的な措置であり、ご理解をいただきたいと存じます。

市の補助金分については、関係職員が弁済すべきものとの意見もありましたが、安易に不足額を関係職員が充当すれば済むという問題ではなく、また今後このような問題を起こさないよう、組織の問題として受けとめる必要がございます。ご指摘のとおり、責任の所在を明らかにすることで、職務の執行に必要な予算は、市民から託された公金であることの自覚を促す意味から、このたびの処分といった判断に至ったところであります。

今回の事案については、申請者の書類を取り次ぎ県へ提出するという担当課に一任された事務処理の中で生じたものであることから、直ちに政策会議や部局長会議の案件としてはなじまないものと判断し、関係各部で協議し、対応してまいったところであります。

この項の4つ目についてであります。

今回の処分の重さの妥当性及びそれに対する私の判断であります。市では懲戒処分の公平性を期すため、市職員の懲戒処分等に関する規程を設け、処分の基準を定めております。この基準では職務の遂行に関して法令等に違反し、または不適正な事務処理等を行うことにより公務の運営に重大な支障を与え、または市民等に重大な損害を与えた行為があった場合の標準的な処分については、停職、減給、または戒告となっております。

職員懲戒分限審査委員会としては、規程の基準と過去の類似案件に対しての処分内容を参考に、今回の処分について判断したとの報告を受けております。

また、懲戒処分については、申すまでもなく一般の職員を対象としたものであり、地方公務員法の定めにより市の処分規程に従い決定されるものであります。今回の戒告という処分についてであります。

市では戒告も含め懲戒処分については、原則公表することとしておりますので、私からの処分発令のほか、新聞報道等による社会的制裁も受けたものと考えております。さらには、今後の昇給、勤勉手当にも影響するなど処分としては厳しいものであり、妥当であると判断したものであります。

5番目の再発防止策についてであります。

処分発令後、我々は誰のために仕事をしているのかということを常に考えて仕事に取り組むこと、緊急度と重要度に応じた仕事の優先順位づけなどを行い、業務改善を進めること、報告、連絡、相談や確認を徹底すること、チームとして仕事に取り組むことなどを再確認し、徹底してもらうため、全職員に対して通知をしたところであります。いずれもふだんから機会あるごとに話している内容ではありますが、再度強く自覚を促すため、文書により通知したものであります。

今回、処分対象となった職員については、気づきと能力向上を図るため、本人に対し必要と思われる研修を受講させることとしていますし、今年度、さきに申し上げました事項を確認するため、管理職を対象とした研修も強化する予定です。

ただ、幾ら再発防止を訴えかけても、研修を受講させても、職員個々がそのことを強く自覚し、行動に移さなければ意味をなさないわけであります。私自身もそのことを肝に銘じ、私の思いが職員個々に届くように組織として課題を共有し、改善に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 何点か確認の質問をさせていただきまして、いろいろと進めさせていただきたいと思えます。

今、市長のほうからもご報告ありましたように、この一連の経過報告の中では、別のチーフが2月のあるときに県の担当者と面会して、この件が発覚したというふうなお話でした。具体的には部長のほうに、2月のいつごろにこういった事案があったといった報告があったんでしょうか。いつごろというか、日にちがもしわかればはっきり教えてください。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 初めに、この場をおかりしまして、議員の皆様、また市民の皆様に変な迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げたいと思えます。大変に申しわけございませんでした。

ただいま経過ということのご質問でございましたけれども、担当チーフが県のほうに打ち合わせをしたのが2月18日でした。それから、担当課のほうでいろいろと県のほうと相談を重ねてまいりまして、私が報告を受けましたのは3月7日になってからでした。その後、いろいろと事務処理の対処をさせていただいたということでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） そうしますと、今、2月18日にまず処理が行われていないということが、まず

産業経済部内の一部ではわかったわけですが、職員の中では。それが先ほど市長が改善点の中でやったように、いわゆる報、連、相が行われずに、部長には随分遅く、2週間以上たってから部長のところに報告来た。まず、そういうことでよろしいですね。そういうことだと思います、部長から今3月7日に報告があったということでしたので。

そうしますと、まずそのあたりに、じゃ、議会の動きではどういうことがあったのかといいますと、直後ですけれども、2月19日には3月議会の議案説明会があります。そして、3月定例会が2月25日から最終日が3月21日、大体1カ月間以上、そのぐらいの日程で行われているわけですが、この間いろいろと中で調整されたことでしょうかけれども、この間でも、例えば産経の常任委員会あるいは懇談会、このあたりは全協もたびたび行われております。3月18日ですとか3月27日、3月中であればこのようにさまざまな議会が、議員が集まる機会があったわけですが、この間いろいろと事務手続をされていたことと思いますが、全く私どものほうには報告が来なかった、そういうことであります。

その中で、実際にそのお金の動きですけれども、ちょっとこれも確認させていただきたいんですけれども、今回、産経部としますか、その所属のところでは県の事業として予算措置されてあって、ただ財源内訳としては一般財源じゃなかったことですが、これは財源振替をして税金を支出したのか、あるいは流用したのか、どちらなのでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 先ほどの経過の中で、時間がかかったというような部分でございますけれども、担当職員が県のほうに、県、全県の予算の状況から、何とかこの対処ができないかというようなことをいろいろと模索しておりましたので、その結果が出るまでは、私のところには報告がなかったというようなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、予算の件でございますけれども、この予算につきましては、本来であれば県の全額、県から全額の予算というか、歳入の内訳ですべき事業でございました。ただ、このところの予算には事業の精算に合わせまして残額がございました。その残額内で処理ができるというようなことで、流用もなくできるというようなことで、その部分から出資をさせていただいたということでございます。財源の振り替えにつきましては、歳出予算に伴いますものについて、本来であればやるべきものかもしれませんが、通常は予算内の支出であれば、そのままやらせていただいているというようなことでございます。よろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 通常であれば、そのようでも結構だと思います。ですから、先ほど私が申し上げましたように、議会には何も報告がなかったわけで、報告する機会があったにもかかわらずなかったというふうな私は捉え方をしております。ですから、財源振替をもしするのであれば、これはまず丁寧な市の運営だとすると、議会に議決を求め、そしてもしその議決を求めるいとまがないのであれば専決処分をしたと、そうした報告があってもしかるべきなのではないかと思いますが、その点はいかが

ですか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 3月末、いわゆる年度末におきましては3月定例会開催内で補正予算、3月の補正予算を上程して精査をいただいて、ご承認をいただくという形をとってございます。そしてまた、それ以降の関係につきまして最終的な補正予算の専決処分を行ってございます。25年3月29日付で24年の最後の補正予算に係る専決処分を行っているところでございますが、今回のケースのようなものにつきましては、まず歳入にあつては、例えば市税が4月以降に入ってくる、これはあるいは補助金なんかもそのとおりでございますし、これはいわゆる出納閉鎖が5月末日であるということがあるわけでございます。

一方、歳出の中におきましても、いわゆる4月以降に、例えば補助金の確定通知が来ると。いわゆる24年の分の補助金の確定通知が4月以降に来ると。そうしたことによって、場合によっては財源振替、いわゆる補助金が多く入れれば一般財源を削る、今回のケースの場合は、その逆のケースになるわけでございますが、そういったことで具体的に最終専決に間に合わないケースはございます。この部分につきましては、いわゆる当該年度の決算書で議会のほうへ報告するという形になってございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、最後に財務部長が言われたように、この案件、例えば報告があれば、こういった一般質問の機会がなくてもよかったのではないかと私自身思っておりますけれども、何もなければ我々は決算までこの事実をわからなかったと。決算のときに事業を行って、100%県費でやるべきことが七十何万という金額が一般財源から出たと、そういう結果報告が9月議会のときに、私たちに報告がなると、それまでは議会は知らされていないということでもあります。

ですから、市長が冒頭に答弁されましたように、市民から預かった税金、公金を自分たちの自由に使っているようなふうに捉えてしまうんですが、この点いかがでしょうか。見解の違いですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 私のほうからは、議会になぜ報告がなかったのかということについて一言だけお話しさせていただきたいと思えます。

議会に報告する場合については私は、いわゆるこれが事故と判断したのがいつかということになると思えます。先ほど一番最初に話があったように、2月18日の段階では手続に不備があったという、そういう事案でないかというふうに私は思っております。ですから、本来の姿はやっぱり県のほうにお願いをいたしまして、その事業として、そこからお金を支払ってもらうのが一番正しいやり方だと思いますから、それについての手続を県のほうにお願いをして、何とか年度内の通常の処理ができないかということを県のほうと協議を進めてきたという内容でございます。

最終的に、県の判断を仰がなければ、そのものがいわゆる市民の方、法人の方に迷惑がかかるという

ことにはなりませんので、それについては手続の不備はありますが、まだ事故には至っていないというような状況でなかったかというふうに私は考えています。

そのために、県のほうから、それは対応ができないということがお話しされた段階で、いわゆるこれについての案件が、いわゆる事故扱いになるのではないかというふうに考えますので、その間の議会への報告というのはされなかった。正直申し上げまして、私のところにもその間の県でのお話はございませんでしたので、そういう何ていうんですか、事故としての取り扱うところの時期の判断というのが1つあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 総務企画部長がある程度の期間知らなかったということでありますので、そうしますと先ほどの市長のご答弁では、市長のところには分限審査委員会の報告を市長がそのとき受けたというふうなご報告でしたけれども、市長はそのとき、その分限委員会からの職員の処分に対する報告で、この案件を初めて知ったというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 正確な日時は、今ちょっと手元に資料がないので、定かではありませんけれども、産業経済部長からこの事故の報告は受けてございます。その分限審査委員会報告の前に受けているところでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) それは、大体でよろしいですけれども、年度末を境にどちらのほうでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、手元に当時の資料が出てまいりましたけれども、4月8日でございます。私に産業経済部長から報告がございました。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) そうしますと、3月末に全て産業経済部では処理してしまったわけです。先ほど市長が言われたようになじまない。政策会議にはなじまない。ですから、単独で行ったと。それで、そのときにはその余った予算内を使ってやろうと、税金使ってやろうということが、いわば市長の知らないところで行われておったということです。それが年度内過ぎて、人事課に事後報告として4月8日に報告になった。そのときに初めて市長が産経部長から知ったということですので、市長はこのときに報告を受けて、税金で処理したということに対してどのような意識というか、どのように感じたのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 4月8日に産業経済部長から報告を受けて一連の経過、なぜこういうことが起きたかという経過と、それに対する県との折衝の話、それからこれに対する対応策、事後対応策、事故対応

策について報告を受けました。その中で、とにかく申請された営農法人に対する迷惑は、市としてはかけるわけにはいかないということでございまして、私もそのとおりだというふうに判断をいたしました。その中で、先ほど申し上げました要綱を改正することによって、営農組合に対する、いわゆる不足分、70万円でありますけれども、これを一般財源から出ささせていただくことに私は了承したところでございました。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） そうしますと、市長は了承したということは、税金を使うことに了承したということであろうと思いますけれども、その際に、その担当部署の中でも税金を使うのはそぐわないのではないのかなというお話があったということでしたけれども、市長としてはそのときに、税金を使うことに対して、何らためらいもないといいますか、市民目線から見たらどうだろうといった、そういった見方はなさらなかったのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、第一に申請されました営農法人に迷惑をかけることができないと、これは横手市の責任として迷惑をかけることができないということで、一般財源から出すことを了承したところでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 1つ、私疑問なのは、これは横手市の、例えば部局長さん方のその決済判断の中で、このような事例のときは税金を使うことが普通であるというふうなことが暗に了解されていて、ですから会議等も、全体の会議も何も開かなくても、その担当部局だけで決済できる、判断できるということによろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 今のお尋ねでございしますが、何点かもう経過も含めてお話しさせていただきますと、いわゆる年度内の処理をしなければいけませんので、その申請等の手続というのは3月29日までに終了させていただいております。それがないと、いわゆる25年度事業としてお支払いできないわけですので、申請のほうは……

【「24年度じゃないの」と呼ぶ者あり】

○浮嶋伸 総務企画部長 24年度事業としてお支払いできませんので、その点については、まず3月29日まで申請をいただいたという形でございます。

いわゆるそれに基づいた支払いでございしますが、そちらのほうは4月17日に、相手方のほうに手続をさせていただいたというような段階に、手続をさせていただいております。

いわゆる産経部だけで処理したかというような議員のお尋ねかと思いますが、私聞いていないと申しますけれども、詳細は聞いておりませんでした。3月の中旬の中にどうも手続のうまくないものがあるという話は伺っておりました。ただ、内容については、その段階では把握してございませんでした。

恐らく財務部長も同じようなものだと思います。

いずれにいたしましても、こういうようなお金を出し払い、支払いあるいは手続をする場合については、1部のお話だけでは済まないというのは議員のご指摘のとおりでございます。お金を払う場合であれば、必ず財務部長のところにそれなりの相談と申しますか、手続についての確認をしないと、お支払いはできないというような一応ルールになってございます。

それから、私のほうについては、事故についてのその職員に対する一連の処分と申しますか、そういうのが義務づけられておりますので、それについての事務も進めないといけないわけですので、それについても私のほうに、この市長に報告があったときと同じような形で、内容を精査したものが来たというような状況でございますので、決して一部のみのことでこのことができる、あるいは解決するということにはならないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） そうしますと、税金で処理したということは、まず最初に産経部内で、いわゆる自治法の243の第2項職員の賠償責任には当たらないと、そのように判断したのではないかと思います。したがって、自分たちのお金を出す必要はないという結論に、その場では達したとは思いますが、そして、いろいろな手続を踏んで4月8日に人事課に報告になったと。部長のほうから、産経部から人事課のほうに報告があったと。じゃ、人事課で、そのときはどのような聞き取りをして、どのように対応したかといいますと、これも先ほど市長から冒頭のご答弁ありましたように、職員の処分については地方公務員法の29条職員の懲戒に関する規定で処分したと、しかるべき処分したと。

ですから、最初、私の質問に、誰がどの段階の判断で、こういう一連のことをしたのが組織として統一されていないということです。私の言うことよくわかるか。全体の中で、例えば部局長会議あるいは政策会議等の中で、先ほど私が言いましたように、243の2項には当たらない、地方自治法の。今回は地方公務員法の93条に該当するだろうということを皆さんで判断するのであれば、なるほどなど。先ほど総務企画部長が言われたように、そんなことは決まっていないという話ですから、今、私が言ったことが暗に皆さん方の中で、そういうふうに決まっているのであれば、ああ、そうですかという話ですけども、そんなことはないという答弁でしたので、だったらそういうことが一部の判断で行われて、事後報告がされて、今度は人事課でしかるべき措置したという、この一連の流れが私は組織として適切かどうかということ伺っているんです。市長、いかがでしょうか、それ。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員は税金という表現を使っておられました。私は一般財源というような表現をいたしました。同じことではありますけれども、違う側面で申し上げているから、そういう違いになるのかなと思います。

このような職員が仕事上で発生させたトラブルという、言葉適当ではありませんけれども、職員がその

責任を果たすことができなくて、金銭的な、財政的な穴をあけたと申しますか、そういうことに対する市としての、こういう場合にはこうする、ああいうケースにはこうするというような取り決めはございません。その都度、やはり相談する事案かなというふうに思います。そういう意味では、今回については懲戒処分の戒告という処分をいたしました。これが適当という判断をこの段階ではしたところございまして、この先こういうことは起きないと思うし、起きてほしくないことではありますけれども、ただこういう俗に言う、適当な言葉がなくて、穴をあけたという言い方いたしますけれども、こういうことに対して法律上どういうふうな判断をもって、どういうケースでは、どういう判断をもってやるのが適当なのかということのやはり研究と申しますか、調査と申しますか、これはやはり私どももしていかなければならないだろうと。また、議員がご心配、ご指摘されているように、市民の皆さんに不審の念を抱かせるようなことでは要は決してだめな、よくない話でありますので、そういう説明責任と申しますか、理解をいただく努力は、やっぱりこれからはしていかなければならないというふうに思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 2点ほど、また伺いたいんですけれども、まず今回の一連のことについて法的に何ら問題はないと思います。今回は、市長の道義的にどう判断されたかということをお伺いしております。といいますのは、私どもも市長も選挙で選ばれた、いわばまず市民の、立場は違えど代表であります。そういう中で、市長は法的には問題なかったということでもあります。私はそもそもこの問題は、市長の市民目線、道義的にどうなのかというその入り口の部分から、まず市長の判断したその経緯がよくわからないということをお伺いし、まず説明していただきたいということです。

そして、もう一点がその最終処分をしたというふうな報告でした。しかも今のご答弁では、その都度であり、当然こんなのが当たり前のことであっては困るということでありました。そのとおりでございます。ですから、そのときに私は事後報告を受けるんじゃなくて、市長が、何と穴があくようになったという報告が、例えば年度内に報告があつて、その上で市長が道義的にさまざまな立場から判断されて、こんなものあんたたちで出したらとか、あるいは先ほどから市長が答弁されているように、これはみんなからもらうのはふさわしくないから一般財源で処理しろと。貴重な一般財源ですけれども、処理しなさいというふうな指示があつたのであれば、それもまたなるほどなと思いますけれども、市長は事後報告を受けて、それで今のご答弁をされているわけです。

それでさらには、私、最初申し上げましたように法的には問題ないと、確かにそのとおりです。ですから、私は仮に市長がもし年度内に早い段階で、わかった時点で部長のほうから、部長は4月8日あたりにわかったという話ししていたけれども、3月か、そのあたりにわかったという話でしたけれども、そのあたりに、例えば市長に報告があつたときに、市長の判断がどうであつたのかという、結果がこうであるのであれば、なるほどなと思いますけれども、市長は事後報告を受けているわけです。そのときに市長の指示とか判断はなかつたわけです。それで、その事後報告が正しかったというコメントをされているわけです。ですから、その辺が立場は違えど市民から選ばれた方が自分の指示で、こういうこと

を行ったということであれば、なるほど、ほうという感じですけども、事後報告に対してのコメントで正しかったということであれば、どうもその道義的なお話が全くないのではないかと思いますけれども、その点は、その2点いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほども答弁いたしましたけれども、市の職員の仕事上の言ってみればミスであります。このことによって営農団体に迷惑をかけてしまったと、その補填は市の責任としてやらなければならないという判断を、報告を受けたときにいたしました。したがって、その段階で処分の話はしているわけではありません、職員に対する処分の話は。とにかく営農団体に対する、そういう迷惑をかけた分に対する一般財源からの補填というものを私はやむを得ない、事後でありますからやむを得ないものだというふうに判断して、了承したということでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) そのときに、じゃ、市長は、例えばもし年度内にわかっていたら同じ判断をされたでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 今回の一連の流れをもう一度整理してお話しさせていただきたいんですけども、今回の事案というのはやっぱり年度末というのが最大の、いろいろ動きがとれなかったという状況になっているというのは、ご理解いただけるかというふうに思います。

先ほど申しましたように、これが事故としてなるのがいつかということで、県の何とかそういう形での処理はできないものかというのをぎりぎりまで交渉してきたという話を伺っております。いわゆる県の判断で、これが年度末でなければ、例えば県のほうにお願いして、補正の対応をお願いするとかということも可能だったんじゃないかというふうに思います。

ただ、今回は最終的に県のほうでもそれについて対応、そういうような対応はし切れないというのが最終的なご判断でございましたので、それに基づいて、いわゆる年度内に手続をしなければ、先ほど申しましたように、24年度としてのお支払いができなくなるわけでございますので、それについての方向性をその年度末のぎりぎりの間にどういう形で処理したら、その相手の方にご迷惑がかからない方法かというのを検討させていただいたというのは事実でございます。

そういうところから方向性とか、例えば年度内に手続をしなければいけないとか、方向性の問題については、その前に市長、副市長なりのところでのご判断をいただいているというふうに私は思っておりますので、そういう中での手続をお示しさせていただいたということが、まずその年度末というのが非常に今回、この事案については大きな問題というか、ちょっと障害になったのかなというふうにも感じておりますので、そこら辺、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、総務企画部長が申しました年度末での判断となりますと、多分さまざまな要因

を私のところに説明しながら、これはどういう判断をすべきかというようにいろんな要素を総合的に検討して判断下さなければいけなかったかなというように思います。ただ、その時点での判断を今からさかのぼってどう思うと言われると、なかなかそれこそ答弁に苦しむところでございまして、結果としてその時点でどういう判断したか。ただ、間違いなく言えることは、農事組合法人に対して迷惑かけてはいけないということだけは確かでありますので、それに対する対処として、市として何らかのアクションを起こさなければいけないという判断は、その当時も持ったというふうに思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） その農事組合法人に迷惑をかけないというのは、これは本当に当たり前の話として、そんなことは議論しているつもりは全くございませんけれども、以前もいろんな不祥事のお話のときに、秋田市の事例を出しましたけれども、秋田市では担当職員が勘違いしまして、大豆の戸別所得補償に穴をあけてしまって、900万ぐらいの穴をあけてしまったと。これは秋田市ではもともと予算上になかったのだからということで、これを担当部の中で、給与に応じてみんなで出し合って処理したということがございました。だから、これは道義的な話ですので、これがいいのか悪いのかというお話じゃありませんので、市長はそのようにどちらの段階でも一般財源で処理したであろうと、処理したのが妥当であったというご判断でしたので、その点はもう平行線になると思います。

最後に、私が思うに、この1,000人以上の職員を束ねる合併して8年たった市長が、逐一細かいところまでいろいろな報告を受けるという仕事は、もちろん無理な話です。ですが、少なくともこの部分だけについては事後報告は困ると、自分にきちっと報告してくれと、それから自分で判断したいというか、するというふうな、何といえますか、市長の権限の範囲というか、市長は権限全部あるわけですが、本来は全部あるわけです。ですが、上がってこないようなこともあるのではないかというようなことがいろいろと懸念いたします、今までのことも思えば。この情報の統治ですとか、組織の統治とありますけれども、そういったことはトップがきちっと把握していない、理解していないと、これは一般的には不祥事の温床になるというふうにも言われております。また、組織としても弱体化していくものがあると思います。

ですから、私の提案ですけれども、あと市長のほうのご判断でお聞かせ願いたいんですけれども、やっぱり少なくとも税金に、税金を扱っている以上、今回、一般財源と市長はおっしゃいましたけれども、税金という公金を扱っている以上、その税金に関する穴が出るような、あるいはちょっと不祥事に、今回不祥事じゃありませんけれども、発展しそうなものは、やっぱり市長のほうからあらかじめわかった上で判断するというふうな組織に私はすべきではないのかなと。本当に失礼な言い方なですけれども、思うわけですけれども、市長の決裁ですとか、そういったことについて、今回のことで市長はどのように感じたのか、最初にもう伺いましたけれども、やっぱり私のほうから見れば、今言ったようなふうを受けとめるわけですけれども、市長は今回のことで改めてどのようにこの組織を統治されていくのか伺いたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 職員がその仕事をする中で、適正を欠く、不適正と言わなくとも、適正を欠く結果、程度は別にいたしまして市に、結果としては市民の皆様ということでありますけれども、損害をかけていることはほかにもたくさんございました。これからないように願いますけれども。

例えば、これ適当でないかもしれませんけれども、交通事故を起こして車の損害を与えた、保険かけています、それで当然充当していますというふうに、私どもは専決処分報告いたしておりますけれども、それは褒められた話では決してないわけでございます。まことに申しわけないと思っております。それに対して、その事故を起こした運転手に責任があった、もちろんある場合が大半でありますけれども、それに応じてという話は現在のところいたしておりません。

これと同じように論ずるわけにはいきませんが、市の職員がその職務において適正を欠く、仕事の中で結果として市民の皆さんに迷惑かけることについては、これはやっぱり厳しくあらねばならないというふうには思っております。

ただ、そのことが議員ご指摘のような損害賠償という形をとることの妥当性と申しますか、その根拠と申しますか、これについては法律に触れている部分も一部あるわけでありますけれども、なかなかデリケートな部分もございまして、我々決めかねております。

ただ、議員がご指摘になったことは我々も重く受けとめなければならない話でありますし、市民の皆さんも多く、このライブを見ておられる方も多し、何よりも職員も見ているはずでございます。私どもとしても、この指摘をただ今回聞きおいたではなくて、どういうふうに、再発防止につながるのかももちろん大事でありますけれども、もし起きたときにどのように対処すべきなのか、それが市民の皆さんに理解が得られることなのか、法律的にも十分な裏づけはあることなのか、この辺は我々なりに検討しながら、時間がすぐできるという話でないかもしれませんけれども、我々の考え方を市民の皆さん、もちろん議会の皆様にもお知らせすべきだなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 1 時 20 分といたします。

午後 0 時 0 3 分 休 憩

午後 1 時 2 0 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴木勝雄 議員

○佐藤清春 議長 8 番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

【8 番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8 番（鈴木勝雄議員） 6 月定例会一般質問、最後に登壇となりました 8 番、日本共産党、鈴木勝雄で

す。

ことしも異常気象で冬は大雪、春作業のときは低温、雨が多く、その後は晴天が続き、稲は順調ですが、畑作物は水分不足で大変な状況で、この間からの雨ではほっとしたところです。この後の気象に期待をしながら要旨に基づき質問します。

1点目の農業振興の諸課題を問う。

1点目は、自己保全の現状等について。

現在の戸別所得補償制度の中では転作配分を実施した農家に対し、戸別所得補償交付金が支給される仕組みとなっています。そのために不作付地も3年間の改善計画で自己保全をしておりますが、この自己保全も、農家もたくさんいることと思われま。だが、24年度からは不作付地の3年目となり、改善計画で作付を余儀なくすることになります。このことから、戸別所得補償交付金を受け取るために、どれくらい自己保全の改善策で自己保全地が減少したのか。また、今後、実効性のある対策を行っているのか、当局の今後の対応についてお願いします。

戦略作物、振興作物の作付動向について。

戦略作物等については、自己保全の改善対策により作付は大分拡大していることと思われるので、戦略作物の作付動向についてお答え願います。

また、振興作物については、私、何回も質問をしておるとおり、拡大も進まず、現状の作付を確保するのも大変な状況です。これまで市の緊急対策等で頑張っても、面積拡大に結びつかないところが大きいと思われま。24年度、25年度作付動向はどうなっているのか。また、これまで実施してきた施策の効果と、今後の施策についてお答えください。

大きい2番の受動喫煙防止の措置を問う。

このことについては、9月、12月でも質問をしているとおおり、受動喫煙防止の措置を講ずるよう努めなければならないと健康増進法25条で定められています。このことは、分煙化を求めることと私は思っています。

当市では誘客を進めるキャンペーン等を行いながらアクションを起こしています。また、県も市もおもてなしをするという観点からも分煙室を設置し、誘客をし、心から横手のおもてなしをすることが大事と考えられます。

これまでの答弁は決まったように、厚労省の通達によると全面禁煙の答弁だけです。でも、たばこ税を見ると、23年度より24年度の決算では約10%強の伸びで、6億4,800万円弱となっています。この税の伸びをどうとらえるのか。さらには、この税を有効活用をして受動喫煙防止の一助としながら、分煙室の設置を検討する必要があると考えられますので、当局のご所見をお願いします。このように、たばこ税が1年で10%も伸びている、これは喫煙者の動向についてどれくらいの方が喫煙をしているのか、わかっている範囲でお答え願います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の農業振興の諸課題を問うてございますけれども、2つお尋ねがございました。

まず、1点目の自己保全の現状についてでございます。

改めて申し上げるまでもないかと思いますが、水田の自己保全、水田に水を張っただけの状態にしておくことや、作付できる状況でありながらも作物を栽培しない状態を言うわけでありまして、平成23年度におきましては、市内の水田のうち990ヘクタールがこれに該当いたしておりました。しかしながら、これらに対する改善対策を実施したことで、平成24年度には102ヘクタール減少いたしまして、888ヘクタールになったところであります。平成25年度では、さらに141ヘクタール減少する予定でありまして、747ヘクタールになると見込んでおるところであります。

具体の改善対策といたしまして、加工用米等に取り組むよう推進してきたことと、自己保全を解消する改善計画書を提出していただいたにもかかわらず、3年間にわたって解消できない農業者に対しまして、個別指導を行ってきたことが効果を上げたものと考えております。

今後は、このような対策に加えまして、後継者不在の高齢農業者や兼業農家の不作付地を対象に人・農地プランを有効に活用しながら、地域の中心となる形態へ集積を推進することで、引き続き改善が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

この項の2つ目でございます。

戦略作物、振興作物の作付動向についてであります。これまで市では戸別所得補償制度を活用いたしまして麦、大豆、ソバ、飼料作物、加工用米などの9品目について、戦略作物として交付金を助成しております。また、スイカ、エダマメ、アスパラガス、花卉などの18品目について、産地資金の基本助成のほかに振興作物加算として交付金を助成し、生産振興を図っております。

さて、戦略作物の作付動向についてであります。平成24年度の作付面積2,128ヘクタールに対し、平成25年度では2,204ヘクタールと、76ヘクタール拡大いたしております。内訳といたしましては、加工用米が137ヘクタールと大きく拡大しているものの、米粉用米及び飼料用米が53ヘクタールの縮小となっております。米粉用米及び飼料用米が縮小した要因であります。主に販売先が確保できなかったことが挙げられます。

なお、ことし2月から国の緊急対策として実施されている大豆・麦等生産体制緊急整備事業に取り組んでいる農業者は、平成27年度までに作付面積、または生産量で20%の拡大を目標としておりますので、今後の大豆、麦の拡大を期待いたしているところであります。

次に、振興作物の作付動向についてであります。平成24年度807ヘクタールに対しまして、平成25年度には775ヘクタールと、32ヘクタールの縮小となっております。内訳であります。主にスイカとアスパラガスがそれぞれ天候不順や生産者の高齢化等の影響で縮小となったものであります。その他

の品目につきましては、ほぼ24年度と同様な作付面積で推移しております。

振興作物につきましては、農業夢プラン実現事業や産地確立緊急対策事業なども実施しながら、作付面積の拡大に取り組んできたところでありますが、品目によりその効果は限定的だったと思われま。す。今後は国・県の農業政策の動向やさまざまな阻害要因を分析しながら、効果が発揮できる振興策を検討してまいりたいと考えております。

大きな2つ目の受動喫煙の防止の措置についてであります。

この件につきましては、鈴木勝雄議員より昨年からご質問をお受けいたしておりますが、これまでの答弁のとおり、公共施設においては全面禁煙を目指していくべきとの考えは変わっておりません。

平成14年に制定されました健康増進法第25条によれば、学校、体育館、病院を初め官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されています。

さらに、平成22年2月の厚生労働省健康局長通知では、受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきとしており、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましいと通知されております。これが健康増進法の考え方だと理解しております。

最近の喫煙者の状況であります。平成23年度の厚生労働省の調べでは、20歳以上の成人喫煙率は男女合わせて20.1%であり、成人の喫煙者は5人に1人という結果となっております。また、庁舎ごとに設置されている職員安全衛生委員会においても、庁舎内に喫煙室を設置することに対し、反対との意見も出されておりますし、公共施設の全面禁煙などを求めるメールなども市に届いている状況でございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） まず、1点目の農業振興ですが、自己保全現状で、いわゆる水張りでも一부분水張りの場合は改善計画は要らないと。一面の水張りの場合は改善計画をして、3年後には作付をするようになっておりますけれども、いわゆる部分水張りを除いたところの改善計画ではどうなっているのか。また、その改善計画の中で、戦略と振興作物に移行できるのではないかと私は思いますけれども、その辺の指導で、ただ人・農地プランの中でだけで消化できるものなのかどうか、その辺のところはどのように考えておりますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 不作付地につきましては、3年後まで改善するというような改善計画を出して、その指導を強めていたところでございます。個別指導を含めましてかなりの面積が改善されたという、先ほど市長からも答弁をいたささせていただいております。

国のほうでは自給率をアップさせるということで、こういう不耕作地を減らす努力をなさいという

ことで、私たちもそのような同じ考えを持っておりまして、今後も人・農地プランの協力、それから集積等によりまして、こういうものを減らしてまいりたいと考えてございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 当然そういうことだと思いますけれども、私が言いたいのは、やはり部分水張りの場合は改善計画もなく、そのまま不作付地でいられるという観点から、やはり後継者不足とか高齢者だといって、やはり改善策もできない方には、その部分水張りを奨励するというようなことでのこの転作のカウントを稼ぐというような方策はとるのかとれないのか、その辺はどう思いますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市としまして、この不作地を増やすというか、容認するというような形の対策はなかなかとりにくいのかと思ってございます。自分でできない方には、やはり集落営農等、現在進んでございますので、こちらのほうにお願いをするというようなこともまた進めてまいりたいと思ってございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 自己保全は、そういうことだと思いますけれども、ぜひ自己保全地が解消されるような方策をやっていただきたいと思います。

次に、戦略作物ですけれども、やはり大幅に伸びておりますし、今議会にやはり緊急対策と、大豆・麦等生産体制緊急整備事業というようなことで大変手を挙げている方もあって、麦、大豆が昨年よりことしが大きく伸びたのかと思いましたがけれども、昨年とことしではそんなに伸びもないけれども、今後20%の増収、面積等を考えているということですので、その面積は20%というと、どれくらいに値しますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 申しわけありません。ただいま、ことしから始まった制度で、まだ集計中ではございますので、詳しい数字、ただいま持ってございません。ことしのものが固まり次第にお知らせしたいと思ってございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） おおよそだと、昨年の麦、大豆の作付状況からして20%増というと、すぐ出てくる数字だと私は思いますけれども、ないものは出せと言ってもしょうがないんですけれども、いわゆることしから始まった事業だといっても、ことしの作付状況を見ながらその計画を立てていくと思いますので、ことしは作付はしないけれども、来年から作付をするというようなことで、この緊急対策整備事業に手を挙げているのか、新しく手を挙げているのか、それともこれまでやっている方が手を挙げているのか、その辺はどうなっておりますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 やはり今までに麦、大豆を作付された方がこの機会に増やそうということで

手を挙げられている方が多いと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） そういうふう到现在までやっている方だというと、麦、大豆が去年、ことしは、去年があのおり大豆でも雨で収量がなかったというようなことで、麦やめてほかのものにするとかという方の声も大分聞いておりますので、ことしだめだから来年やめるという方が手が挙げているというのであれば、やはりこの振興作物の振興計画もおかしくなる。ことしは、このくらいは増えた、来年はまた水を入れるとかというような状況ではなかなかうまくないと思いますので、その辺をどのように徹底させながら振興していくのか、いま一度お答え願います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市としましては、同じ作物を長年続けていただきまして、生産を伸ばしていただきたいというような思いは持っております。しかしながら、農家の方にとりましては、前年度の販売価格が翌年度の作付意欲に大きくかかわっております。なかなか市が思っているような方向には動いていただけないような状況でございます。こういうことも含めまして、作物全体が伸びるような形のものを進めてまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ぜひそういうことで戦略作物等については、やはり面積の拡大等も、また面積のロットも大きくできるので、ぜひその方向で頑張ってもらいたいと思います。

また、振興作物ですけれども、作付動向でずっと3年間、私、質問してきましたけれども、なかなか伸びない。やはり、現状を維持するというだけでも大変な状況であるというのは、私も農業者としてわかっておりますけれども、やはり昨年まで産地収益力向上対策というようなことで、品目単位のメニューをそろえながら頑張っても、なかなか伸びなかった。その反省を踏まえて、今度その産地収益力向上対策のプログラム、メニューができると思いますけれども、大きく変えれば、こういう支援をしていくとかという目新しいものを考えているのかおらないのか、いま一度お願いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ことしの25年の支援につきましては、当初予算にも盛りさせていただいております。26年度に向けてというようなことでございますけれども、今の段階から部会の方々といろんなお話を聞いて、どのような形の対策がその作物増進に有効かということをお話を伺いながら、26年度の対策を練ってまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ぜひそういうことで振興作物の拡大が図られるような、また農家がこれはいいと言って、農家の口からも宣伝して作付拡大に結びつく、収益力向上対策に結びつくような施策をぜひ考えてくださるようお願いしたいと思います。

次に、受動喫煙防止の措置を問うで、答えはいつも同じで健康増進法、22年に通達されたのはこうだ

ということですが、この健康増進法、受動喫煙防止は14年度に法律となっております。その22年の間に、この受動喫煙防止の措置というのはどういうふうに進んできたのか。なかなか私、ここ施設を見ても、この間にこういうふうにして受動喫煙防止の措置をしたというのは見当たりませんので、その辺はどうなっていますか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 どういうような措置をされてきたかということですが、先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、全面禁煙の方向で進んでおりますが、なかなか全面的な禁煙という場合についてのご理解をいただけない部分もございましたので、その点については、時間をかけて対処をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） やはり、そういうふうな話になると思いますが、やはり誘客をする、そしておもてなしの心とあって、喫煙者がどれくらいかという、20%だと。その20%の人を全部排除するのか。ただ、全面禁煙にする。やはり、あのY²（わいわい）ぷらざも大変誘客にはすぐれた施設だと私も思っておりますけれども、いろんな会議にも行きますけれども、喫煙場所も喫煙室というのがあるかという、ない。そうすればどこで吸うと、いわゆる外に出る。それで、横手の誘客、おもてなしの心はどこにあるのかというように、やはり2割の人が喫煙者だということを頭に入れているのかいないのか、その辺はどういうふうにご考えておられるのか、いま一度お聞かせください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 まず初めに、Y²ぷらざの状況についてのお話でしたが、Y²ぷらざはご案内のとおり、2階には児童センターがございますし、1階ホールあるいは3階においても高校生の利用者が多いということもありまして、館内を全面禁煙とさせていただいているところでございます。

議員からはいろいろ今20%というお話もございましたけれども、逆に言うと、80%の方はたばこを吸わないということにもなりますので、今のところ分煙施設のY²ぷらざに整備を含めて室内での禁煙を求めるといふ要望は、直接的にはいただけていないという報告を受けております。

このような状況を考えますと、やはりY²ぷらざを含めて、いわゆる公共施設ということですが、それにつきましては、あるべき方向性として、ほかの動きの中では敷地内の禁煙、あるいは首都圏などでは路上での禁煙までというふうなお話もなっている現状から申しますと、喫煙者の方々のご理解を、ご協力をいただきながら公共施設としては全面禁煙のほうを目指していくべきだというふうにご考えてございますので、ご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 何かにつけてそういう話になると思いますが、やはり敷地内でも、室内

又はこれに準じる環境においてというようにも括弧書きで25条の中では書いております。いわゆる喫煙者の環境整備ということは一切頭になのか。20%より80%だ。じゃ、今は10%おっても、その対策をしなければならない、5%でも対策を講じなければならないという事例はたくさんあると思います。たばこだけでなく、たばこは20%ですけれども。

20%より80%と言いますけれども、いわゆる社会福祉からの観点からいっても、じゃ、障害者はどれくらいいますかといったときに、20%の障害者ですから、これをしなければならないとか、駐車場でも車椅子、障害者の駐車場というのは必ず設けられております。じゃ、障害者はここで何人おりますかといったときに、20%ですというだけの数がございますか、80%は違いますけれども。でも、駐車場でもスペースはちゃんと、きちっととっておる。その辺の観点からしても、やはり健康推進という立場ではたばこを吸う人の環境整備も必要だと思いますし、その環境整備というのはどのように喫煙者の環境整備、20%でもその人たちの環境整備をどう考えているのか、お答え願います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 いずれ私どもが根拠としているその考え方の部分がこのとおりに変わっておりませんので、それにつきましては、今のところは大変申しわけありませんが、同じ答えを申し上げるしかないというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 同じ答えでも結構ですけれども、たばこ吸う人は20%で、80%は吸わないとかという、そういうへ理屈になるような話だから、私も今言っているんです。やはり20%がおって、やっぱり6億4,800万の税金を払って、昨年23年度よりも10%も税収が伸びていると。この状況をどう見るのか。財務部長はどう、この税金の伸びとこの因果関係、それで財務省なり、厚労省では全面禁煙と、そういうように言っているというが、財務省ではたばこは吸わないで税金も要らないというように解釈して通達があるのか、その辺はどうですか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 そのような通達はございません。議員がお話しのとおり、10%前後の伸びを示しているということで、しかも一般財源ということございまして、私ども歳入が減少する中であっては、非常に大きな財源というふうな捉え方をしているところであります。

そうした意味では、たばこ税を増やすというふうな観点から見た場合については、私個人的な考えでもあるわけですが、たまたま息子が東京に住んでいるというようなことで、荷物を送る際に1カートンなりを一緒に送ってやって、地元にはたばこ税というふうな行動をとらせていただきながら少しでも、私、吸わないわけでありましてけれども、たばこを吸わない方であっても、伸ばしていただきたい歳入の一つであるというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） やはり、財務部長の言うことはもつともだと思うんです。やはり税収は伸びる、税収をたばこ税と名前がついて入っても、一般財源で市で行政で使える。そのたばこ税を活用して何々をしましたとかという、やっぱりたばこが健康増進法では悪いといっても、全部悪いわけではないと、こういうふうに一般財源に、こういうお金が来て、このお金で、例えば保健婦の車を全部たばこ税を活用するとか、健康保険税を上げないために、健康保険税への繰り入れはたばこ税からやっているとかという、一般財源でも色がついてきている交付税だと思うんです。その辺の工夫ができるのかできないのか。財務部長、どうですか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 受動喫煙の関係含めて喫煙者のためのそういう設備の関係については、今まで市長並びに総務企画部長がお話しのとおり、方針的には変わっていないということでございますので、公共施設の全面禁煙については、私どもも含めて強くお願いして、ご理解を求めていくと言うしかないというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 財務部長、今、俺言ったのは、たばこ税は一般財源で入ってきてても、たばこ税は色ついて入ってきているから、たばこ税でこういうふうを活用していますという、保健婦の車だとか、健康保険税を上げないための繰り出しはたばこ税からやっている。たばこ税がなければこうだよ。やはり6億4,000万という、1人頭6,500円の還元になっているわけです。税金、横手市民が6,500円強の税金をみんなから徴収するというのは大変なことだと思うんだよ。そういうので、それをどのように課税をして、たばこのおかげでこういうふうに横手市ではよくなっていると。やはり、禁煙は禁煙でいいけれども、ただ喫煙者の環境整備は必要だろうということをもまず1つ言いたいのと、それからやっぱり健康推進からいっても、やはり夏は、この前も言いましたけれども、快適な空間から外の暑いところに行ってたばこ吸う。冬は快適な空間から、たばこ吸うのに、外の寒いところに行ってたばこ吸えというのは、健康推進上も俺は好ましいことではないと思うんだよな。その辺はどのように考えているんですか。健康推進からいくと、やはり快適な空間を求めているのが普通の常識だと思いますけれども、暖かいときは、まず夏の暑いときは表、寒いときも表というのが、それが環境に優しいとも思われないので、その辺の環境整備等も合わせて健康推進上はどのように考えておりますか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 まずもって、たばこ税の多いということには本当に感謝申し上げているところでございますし、議員のおっしゃるように、その根拠がしっかりしているわけですから、それをというお気持ちは十二分にわかりますが、今は申しわけありませんが、喫煙者のため、あるいはそのためじゃなくて、市全体のために使わせていただいているということもございますので、その点は何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、いわゆる喫煙者の方から見れば、そういう形のことは言えるかもわかりませんが、

私ども公という立場、あるいは公の施設を預かっているという形になりますと、今言われたような形を私たちが直接やるというのは、なかなか今はできない状況にあるのではないかというふうに思います。

ほかの先進の例を見ますと、行政が直接やるんじゃなくて、民間の方がそういう場所を設けてやるというようなことも散見できるような時代でもございまして、私どもは、何回も申し上げますが、今のこの考え方が提示されている以上は、私たちが直接やるというのはなかなか難しいというふうに思いますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 大変、いわゆる公共施設こそたばこ税を使って、やればできることをやらないだけで、大仙市に行くと、やはり公共施設では喫煙室、いわゆる分煙室は軒並み入っております。どうして横手はできないのかというのは不思議でなりませんし、去年、おとしも俺は栗林市長と話ししたら、やっぱりこういうところなければうまくないよなというので、市民会館で一緒にたばこを吸いましたけれども、やはり20%の人がいる、税金も入る、その税金を使えるのは民間でなく、行政であると。たばこ税が入ってくるところで使えないのに、民間でも分煙室は軒並みできてきております。やはり、そういうたかが20%より80%の人がいるといっても、環境整備は必要だと思いますし、やはり快適な空間をどこでもつくるというのが、これは当たり前の話だと思うんです。やっぱり、健康推進だとか何とかといっても、そういう環境が夏も外、冬も外で環境が良好とは、私は一切言えないと思います。

健康推進から見て、そういうのが環境、健康推進上やはり良好だと思ってそういうふうにするのか、それとも悪いけれども、何ともしようがないだろうというのかわからないけれども、その辺の解釈はどういう解釈でも通達は通達、法律は法律だと思うんです。法律の下のほうを優先するというのはいかなものかというのと、やはりたばこを売って、普通に売る、税金はちゃんと取る、たばこ買って税金払っても、吸うときは公共、ここは全面禁煙ですというように全部締め出すというのは、いかなものかと私は思いますし、やはりたばこ買ってどこでも吸わないのが、それでたばこ、喫煙者の権利だといえれば権利だ。たばこ、さっき部長が言ったように、自分が買わないたばこを買って東京に送ってやるというのが、それが一番いいことで、横手の人たちみんなそういうようにして、だれも吸わなければ一番いいけども、やはり吸わない人80%だと、そういうふうにするのではなく、20%をどういうふうに見て物事を判断してやるか、健康推進上はどうとか、環境整備はどうなっているのかというのをしっかり検証して禁煙というのを打ち出しているのか、その辺が非常に私は疑問です。税金だけは取る、10%も黙っていても伸びてきた、ああ、よかったなというだけではおかしいと思うので、その辺、総合的に判断して禁煙が最もベターだというようなことではないと思うので、やはりそういう環境整備はどういうところでも環境整備は必要だと。健康推進だとか何だとかいっても、全然体に悪い方向に持っていっているのが今のやり方だと思うんです。その辺のところ、もう一度きっちりお願いします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 議員のほうからいろいろ情報も含めてお話しいただいたところではありますが、私どもといたしましては、基本的にはこの立場を変えていくというふうには考えてございません。

ただ、議員のほうから実際に大仙市さんのお話がありましたので、それについては、大仙市さんのほうにもお伺いをいたしまして、どういう方向、どういう立場でこれから進めていくのかということも含めて、もう少し勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ぜひこれから勉強してでもいいから、やっぱり喫煙者の20%と、やはりこのたばこ税が入ってくる活用法からしてよく検討して、ああ、よかったなどと言われるような方策を考えてくださることを、ご検討してくださることをお願ひして終わります。

以上です。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時15分といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時16分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎動議提出

【「議長、動議をお願いします」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 はい。

【「賛成」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 どうぞ。

○22番（寿松木孝議員） 実は先般、ある新聞社の方から取材を受けました。これは大雄振興公社に関するものですが、大変大きな事例が3月定例会の一般質問後に起きているようであります。

その内容について、やっぱり緊急性を要するという、そして我々に、このままでは説明の機会がないままに6月議会が終了してしまいますと、9月議会まで全く説明がされないという状況を考えたときに、やはりこれは説明を求めるべきであろうということで、ぜひ取り上げていただきたく、日程に追加していただきたいということで動議をお願いしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○佐藤清春 議長 ただいま動議が提出されました。

ただいまの動議について日程に追加することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 それでは、今動議を提案された方からの内容について説明願えますか。

【「休憩」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 休憩します。

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大雄振興公社に関する説明を求めることについての動議

○佐藤清春 議長 22番。

○22番(寿松木孝議員) 内容について説明せよということでありましたので、説明を申し上げます。

実は、今定例会が始まる直前でしたが、ある報道機関の方から取材といいますか、そういう形で受けました。その内容は、大雄振興公社の社長が長期に休んでいることを、まず知っているのかという状況でありました。そのことについては、一切、報告受けていませんので、いつまで休むのかを含めてちょっとわからない状況であるという話をしました。その後、そうしたらまた連絡がありまして、どうも国の公正取引委員会のほうで調査に2日間入ったという情報をキャッチしたんですが、そういうことについて議会のほうで説明されていますかという質問を受けました。私はされていませんので、されていないという内容でありましたので、そういうことについて、やはりこれは大変大きな問題であろうというふうに思いますので、ぜひ説明を求めたいという意味で動議を出した次第であります。

○佐藤清春 議長 ただいまの22番から説明を求めたいという内容についてのお話がありましたけれども、当局側からの答弁求めたいと思いますけれども。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○佐藤清春 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 今はまだ調査中の段階なので、その詳細な内容については、どうなるかというの
わかりませんので、あれですけれども、今、公正取引委員会と言いましたが、公正取引委員会、大も
は消費者庁です。

【「どこ」と呼ぶ者あり】

○鈴木信好 副市長 消費者庁。それで、消費者庁の出先が東北にないので、その消費者庁の仕事を公正
取引委員会が、出先がやるということで調査に来ています。その仙台の公取の調査については、昨年
の春ごろから来ています。それは何かといえば、消費者庁ですので、宣伝の仕方が言ってみれば消費者に
誤解を与える内容になっているとか、あるいは宣伝の仕方がこういうのをやってはだめですよとか、そ
ういうのを注意されて、大雄振興の公社のホップ茶は魁新聞にずっと続けて広告出していましたので、
その内容が誤解を与える内容になるとか、こういう表現の仕方はうまくありませんよというのを言われ
て、都度直しながらやってきました。

一連の問題があったときに、私とその当時の部長に除斥のことでもでしたし、表示のこととか、それ
から保健所管轄のこととか、関係する監督官庁には内容を話しして調べてもらっていいよという話をし
ていましたので、その中でも調査に来ていました。せんだって、また調査に入ったということで、詳細
な中身については聞いていませんが、いずれ調べた結果をまた消費者庁に報告する。どういう結果が出
るかというのは、今まだわからない状態でありまして、何がだめなのか、何がどうしなければなら
ないのかとかというのは、まだ全然返事が来ていません。ですから、調べられるのは、ずっと前からいろ
いろ調べられていましたけれども、先日また来て、調べが来ました。それで、この調べの結果で、どちら
かといえば、これでほぼ調べは最終に近づいているというふうな話を聞いて、また結果待ちをしてい
るところです。

以上です。

【「答弁漏れ」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 どうぞ。

○鈴木信好 副市長 4月の臨時の取締役会で、病気の関係で診断書が上がって、役員会で休むことを許
可して、その間は給料を払わないというのを許可しました。それは、今のところは6月いっぱいぐらい
まで様子を見るということにしています。それはそのとおりです。

それから、加えて、その間、代表取締役社長がいないので、会社のいろんな決裁については、私にも
代表権ありますので、私が行きながら、あるいは支配人から来てもらっていろいろ進めております。

以上です。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 大変残念です。何が残念かという、今は聞いていて初めてわかったんですけども、たまたま消費者庁で出先機関が公取だったということかもしれないですけども、それが1年以上も前からそういう形で調査していたということは、今初めておっしゃいましたよね。しかもお休みになっていることも、代表の決裁権を持って会長である副市長がそういう代行しているということ、今おっしゃいましたよね。これおかしくないですかというのは、今日の午前中の誠洋議員の質問にもあったんですけども、そういうことがまかり通っていること自体、一般常識的に見ておかしいのではないかなと私は思うんですけども、市長はどのように考えていますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今の消費者庁の話は割と最近でありましたけれども、副市長のほうから、こういうことがあるということは聞いたところでありました。

ただ、先ほど副市長が答弁申し上げたとおり、このことが最終的な結論と申しますか、このことによって大雄振興公社が何らかの、例えば処分含めて、そういう対象になることなのかどうかというのは、判然としない状況でありましたので、私もそれ以上のことは問いたださなかったところでありました。

また、社長が病気で今休んでいるということも報告を受けてございます。これは人間でありますから病気になることもあるでしょうし、その後釜については、暫定的に副市長が代行していると申しますか、代表取締役でありますので、しているということも聞いて、あ、それはそれでいいことだというふうに思って判断した次第でございます。

このことを議員が言うのは、多分議会にお知らせしなかったことではないかなというふうに思いますけれども、そういうタイミングをどこかで逸したなとすれば、これは申しわけないことだと思えます。経営の進行に重大な、今ただ単に、直ちに重大な影響が出ることでないというような判断があったことだというふうに思いますけれども、そういう意味では、いろんな意味でご心配おかけしたことは確かだなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 余り、日程も詰まっているようですので、私だけが時間を費やすわけにいかない、そろそろやめますけれども、まず考えていただきたいのは、3月定例会の中で、私は会社名は明かさなかったんですけども、あれぐらいのやりとりをしましたよね、市長。相当厳しい意見も言わせてもらいました。市長もそれなりの答弁をしていただきました。全く反省が生きていないのかな、全く次に活かされていないのかな、そんな印象を受けてしまったというのが今の私の気持ちです。

今日、今日だけではないです、さまざまな方々から一般質問出ている中でも、その情報が出てこない、情報の共有化、今諮られる議案の中にあるじゃないですか。もう横手市として情報をできるだけ出し得るものは出して、そして情報の共有化を図ってやっていこうという、そういうのを条例として、今上程しているんでしょう。にもかかわらず、こういう形がずっと続くとするならば、全くもって意味をなさない話なのかなというふうに受け取ってしまうわけです。ですから、何回も言うんですが、我々も守秘

義務もありますし、さまざまところで言うてはいけないことは、まずいことは言いませんし、言うてはいけないよと言われては言いません。ですから、きちんと説明をしていただいた中での判断をさせてもらう形にしないと、議会と当局というのは両輪にはなり得ないというふうに思いますので、ぜひその部分を今後生かしていただけますようお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかにはございませんね。

【発言する者なし】

○佐藤清春 議長 それでは、これでこの件については終了いたします。

◎報告第33号の上程、説明

○佐藤清春 議長 日程第2、報告第33号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）、報告を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第33号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

本報告は、車両の損傷事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、平成25年6月4日付専決第29号で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会にご報告するものでございます。

内容についてであります、2ページをお願いいたします。

事故の発生日時であります、平成25年4月8日月曜日午後2時ころでございます。発生場所は横手市安田原町436番地先、市道安田・横山線でございます。相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要であります、相手方の所有する車両が市道から目的地へ乗り入れる際に、道路側溝にかかるしま鋼板が一部湾曲しており、その湾曲した部分にタイヤを乗せたため、ふた板がはね上がり、相手方車両下部のフェルカバー及びフェルタンクを損傷させたものでございます。

損害賠償額が3万3,516円、責任割合は50対50であります。賠償額につきましては、全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険で対応するものでございます。

道路施設の維持管理につきましては、日ごろから注意を払ってきたところでございますが、事故の発生となってしまいました。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第33号の報告を終わります。

◎報告第34号の上程、説明

○佐藤清春 議長 日程第3、報告第34号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）、報告を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第34号専決処分の報告についてご説明いたします。3ページでございます。

本報告は、車両の損傷事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、平成25年6月4日付専決第30号で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会にご報告するものでございます。

内容につきましては、4ページでございます。

事故の発生日時であります。平成25年4月14日曜日午前8時40分ごろでございます。発生場所は横手市前郷二番町11番24号先、市道寿町・上横山線でございます。相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、相手方の所有する車両が走行中、市道上の穴ぼこ、縦100センチ、横100センチ、深さ10センチほどでございますが、この穴ぼこに車両左前輪を逸脱させ、タイヤ及びホイールを損傷させたものでございます。

損害賠償額としましては、6,143円、責任割合が50対50でございます。全額保険で対応するものでございます。

融雪後の道路路面の管理につきましては、パトロール等により早期発見、早期補修に努めて注意を払ってきたところではありましたが、事故の発生となってしまったものでございます。大変申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第34号の報告を終わります。

◎報告第35号の上程、説明

○佐藤清春 議長 日程第4、報告第35号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）、報告を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第35号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、車両の損傷事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、平成25年6月4日付専決第31号で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会

にご報告するものでございます。

内容であります、6ページでございます。

事故の発生日時が、平成25年4月21日日曜日午後6時50分ごろでございます。発生場所は横手市八幡字石町274番地地先でございます。市道上真山・石町線であります。相手方につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要であります、相手方の所有する車両が走行中、市道にできた穴ぼこ、縦80センチ、横50センチ、深さ7センチの穴ぼこに車両左前輪及び後輪部を逸脱させ、タイヤを損傷させたものでございます。

損害賠償額が4万3,260円、責任割合としましては50対50、全額保険で対応するものでございます。

先ほどと同様、道路管理者といたしまして、大変申しわけなく思っております。大変申しわけありませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第35号の報告を終わります。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第5、議案第94号横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第94号横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

追加議案集の7ページのほうをお開き願います。

本案は、東日本大震災の復興等、日本の再生に向けた国からの要請を受け、国家公務員の給与減額支給措置に準じて横手市職員の給与等を改定するため、横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定いたしたく、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の給与減額措置に対しましては、全国市議会議長会や全国市長会を含む地方6団体は、これまで地方が行ってきた行財政改革の努力を適切に評価することなく、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題とし、地方交付税の減額によって給与を削る方法に関して、交付税を国の政策の手段として用いることは断じて行うべきでないとして厳しく批判しております。

今回の国の措置は極めて不適切なものであることは、3月定例会の折に土田祐輝議員の会派代表質問に対し、市長がお答えしているとおりでありますし、現在もその思いは変わっていないところでござい

ます。今後も同様のことが行われるならば、市としては反対の姿勢をしっかりと表明していきたいと考えているところでございます。

しかしながら、今回は1つに、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に配慮する必要性に鑑み、既に平成24年度から国家公務員の給与減額措置が行われていること、2つ目には、平成25年度の地方交付税が地方公務員給与の削減を前提として既に削減されている事実、市民サービスの財源に穴をあけられないと判断したことから、職員団体と協議してきた結果、その理解と協力が得られましたので、本日、議案として提案させていただくもので、職員団体とは6月11日に妥結させていただいております。

内容ですが、8ページからとなります。

第1条は趣旨を定め、平成25年7月1日から26年3月31日までの特例期間に限り職員の給与の支給額を減額する旨を定めております。

2条第1項では、特例期間における職員の給料について、本来の給料額から減額する割合を定めたものです。

減額割合は、9ページをごらんいただきたいと思います。

表にありますとおり、各給料表の職務の級ごとに2.4%、3.9%、5.4%の3段階で減額割合を定めております。

具体的にご説明いたしますと、行政職給料表の場合、1級から3級までの副主査クラスまでは2.4%、4級、5級の主査、副主幹クラスは3.9%、6級、7級の課長、次長、部長クラスの管理職については5.4%をそれぞれ減額することとしております。他の職種におきましても、この一般職に準じておりまして、それぞれ管理職クラスは最高の5.4%の減額とさせていただいております。

2条2項においては、手当等から減ずる額を定めております。

第1号では、管理職手当を100分の10減額することとし、第2号では地域手当について、給料及び管理職手当の減額割合に応じて減額することとしております。

次のページの第3号、第4号の期末、勤勉手当については、100分の3.5をそれぞれ減額することとしております。

第5号では、退職者の給与についても適用させることを定めています。

第2条第3項では、時間外手当、勤務手当のように、1時間当たりの給与額を基礎とする給与の減額方法について規定したのですが、これらは給料の減額率がそのまま適用されます。

第2条4項は、特定職員に対する給与の減額支給について定めております。55歳に達した管理職については、給料、期末、勤勉手当等について100分の1を減額して支給しておりますが、加えてこれまでご説明いたしました減額率でさらに減ずるものでございます。

第3条及び第4条の規定ですが、組合休暇、介護休暇並びに育児休業における部分休業の場合においては、勤務しない時間につき給与を減額することとしております。この場合の1時間当たりの給与額についても、臨時特例により減額した額により単価を積算することと定めたものでございます。

第5条では、給与額の端数計算の方法について規定しております。

なお、附則では施行期日を平成25年7月1日としております。

また、今回の削減に係る補正予算につきましては、この後、人事院勧告の動きなども関係もありますので、12月議会の折にまとめて提案させていただきたく予定しております。

以上でご説明終わります。ご審議のほど何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 国の無理強いに提案せざるを得なかったという点で、非常に残念な提案であるわけですが、秋田県内の他自治体では、国のこの無理強いに対して断固として反対した自治体がありました。こちらは報道機関のほうでの情報ですと、そのラスパイレス指数が既に100以下であったから、今の給与水準が妥当ではないかというような自治体が判断したと、そういうことであります。当市におきましては、今の説明ではありませんでしたが、このラスパイレス指数は現状でどのぐらいで、それで今回、減ずること、それぞれの2.4から5.4%まで減ずることによりまして、どのようなラスパイレス指数になるのかお聞かせください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 減額する前のラスパイレス指数は103.6でございます。この減額をした場合でございますけれども、99.9幾らというようなことを試算してございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第95号の上程、説明、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第6、議案第95号横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 それでは、ただいま議題となりました議案第95号横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

追加議案書の13ページをお開き願います。

本案は、横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例により、職員の給与を特例期間に限り減

額することに倣い、市長、副市長、職見監査役、教育長及び病院事業管理者の給与を改定するため、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、14ページをお開き願います。

第1条は、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の附則に第7号から第10号までの4項を加えるものでございます。

一般職の職員の給与減額措置に伴い、市長、副市長及び監査委員のそれぞれの給料について100分の10を減額し、12月の期末手当については3.5%を減額しようとするものでございます。

なお、平成25年7月から9月までの市長の給料の額については、第7項で定めておりますが、さきの4月臨時議会で可決いただいております市長の給料の額からさらに100分の10の額を減額するものとし、額は36万9,000円となります。

第2条は、横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の附則に第3項及び第4項の2項を加えるもので、教育長の給与につきましても、市長等と同様の減額措置を行おうとするものでございます。

第3条は、横手市病院事業管理者の給与額、旅費及びその他の給料額並びにその支給方法に関する条例の附則に第2項を加えるもので、病院事業管理者の給料について100分の5を減額しようとするものでございます。

なお、附則では平成25年7月1日から施行することとしております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第7、議案第96号工事請負契約の締結について（山内地域多目的総合施設建設工事）を議題といたします。

説明を求めます。

山内地域局長。

○照井礼司 山内地域局長 ただいま議題となりました議案第96号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものであります。

工事名は山内地域多目的総合施設建設工事（建築本体工事）、工事場所は横手市山内土淵字二瀬8番地地内であります。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3億2,445万円であります。契約の相手方は、横手市前郷二番町7番13号、横手・伊藤・村岡 山内地域多目的総合施設建設工事（建築本体工事）特定建設工事共同企業体、代表者横手建設株式会社、代表取締役武茂広行氏であります。

なお、指名業者数は市内JV3社、予定価格は3億2,676万1,050円で、落札比率は99.29%となっております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） この案件についてどうのこうのではありません。実は、横手市で入札かける建物建設関係なんですけど、資材の高騰によりまして、プラス人件費の算定基準も上がっているという話を聞きました。単純に見て約20%近く上がっているんだよという話を伺ったんですが、この今の山内の多目的センターに際してはその基準、どの算定基準をとった入札金額なのか、まず第1にお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 今回の山内地域の庁舎の建設につきましては、平成24年度単価でございます。これは関係部局の情報によりまして、建築の場合の沿線単価については、5月の下旬の公布のようございました。それを受けて、この山内の案件につきましては、単価の入れ替えは物理的に無理だというようなことでございまして、横手市のこの後の事業につきましても、既に公表されている事業につきましては旧単価で、契約できたものももちろんでございます。

今後の対応でございますが、7月1日以降に公表されます工事から新しい単価で全てを対応していくというふうなことを関係機関あるいは関係団体のところへ提示しておるところでございます。

○佐藤清春 議長 26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） といいますのは、実際に資材調達含めて、前に入札して額が決定していると、これに関しては修正増額もないだろうけれども、実際のところ、今まで7月1日以前の、これも含めてなんですけど、実際には資材単価物すごく上がっているわけです。それは報道なりいろんな形で、お隣の岩手県なりその復興支援について、そちらのほうでは不落札の件も非常に多くなっているというのは、人もいなければ資材も高騰、出てくる単価は合わないというような状態で不落になっていると。いろんな条件重なっているんですけど、横手市で出す部分については、そういうまず材料が全く来ないというわけにはいかないんです。ただ、単価が上がっていると、資材の納入時期もやはりおくれぎみになるかもしれない。そうすると、やはりみんなで入札で落札したんだけど、どうしても赤になる可能性とい

うのは非常に高いんです、はっきり言って。今までの努力で何とかというような数値じゃないのは聞いていますので、そこら辺もうちょっとスピーディーな方法ってなかったのかなと思いますが、いま一度そこら辺をお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 適用時期の問題ということになるかと思いますが。

既に、それぞれ沿線単価、あるいは土木関係の歩掛かり等の単価についても、4月以降にそれぞれ提示があったわけでありましたが、やはりどうしても工事への対応についてはすぐに、例えば何月何日から提供するというふうな規定はございませんでした。そういった意味からいたしましても、当然ながら入札が終わったものについては、やれるというご判断の中で応札してきたという経緯があるかと思えますし、そしてまた単価の改定の部分についてでございますが、先ほどお話し沿線単価の時期の問題等を考えれば、物理的な対応作業ということ考えた場合については、やはり発注時期がおくれてしまう、大幅におくれてしまうというようなこともございますし、ましてや現在の資材の流れの状況なども的確に把握できている状況ではないというふうなことで、若干、時期的にはずれてしまいましたが、まず7月1日以降の公表分について、それぞれ対応することを関係団体のほうへお知らせしたところでございました。

○佐藤清春 議長 26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） これで最後ですから。

今、国でアベノミクスで非常に公共事業増えているような感じがあるんです。それに東日本の復興支援ということで、あわせて資材は不足してくるだろうと見られています。それに人材も秋田県は人が多いんですが、横手からも仙台なり岩手に働きに行っている人が結構いらっしゃいます。そういう面で、実はこういう重なる部分ってほとんど今まで余り例がなかった部分なんです。今回、この後もどのような状態なるのかわかりませんが、できるだけ業界からも当然、そういう余りにも価格変動があれば、要望が出るとは思いますが、そこら辺慎重に踏まえてスピーディーな形で何とか、せっかく仕事もらったんだけど、余りにも赤なつたと、マイナスになつたと言われなような形で、何とかいい仕事してもらって、市民の方々にはいい建物なり、そういう形で利用してもらえような、三方丸くおさまるといふわけにはいかないと思いますが、ぜひそういう形でスピーディーな対応していただきたいと思えます。

市長、いかがですか。最後です。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 この後、補正予算第3号のご提案をする予定になってございます。

これにつきましても、雄物川地区小学校の建築事業でございまして、これはいわゆる新しい単価を反映する形での補正予算のお願いでございますので、今後ともその資材あるいは経済状況、社会情勢の変化等を見定めながら迅速に対応してまいりたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 このたびの補正予算、今、財務部長が申しあげました補正予算に関する部分については、関係の業界の皆さんから実情についての詳しい説明を頂戴いたしたところでございます。私どももちょうど検討するタイミングでありましたので、我々の方針は先ほど申しあげましたとおりの方針をお伝えしていたところでございます。

何といたしても、このたびの資材あるいはさまざまな単価、未曾有の災害からの緊急的なことでありましたので、なかなか大変なことではあるわけでありますけれども、この後は多分そういうことは余りないかと思っておりますけれども、できるだけ迅速な対応をするように心がけてまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号の上程、説明、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第8、議案第97号財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

説明を求めます。

消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第97号財産の取得についてご説明申し上げます。

追加議案書の18ページをお開き願います。

本案は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台を購入しようとするもので、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は5,538万7,500円で、購入の相手方は横手市寿町1番28号、株式会社タカギ、代表取締役高橋龍憲氏であります。購入しようとする車両は、大森大雄分署に配備されております購入から22年が経過した水槽付ポンプ自動車を更新配備するものであり、緊急消防援助隊登録車両となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第98号の上程、説明、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第9、議案第98号平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第98号平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

追加議案書の予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,638万7,000円を追加いたしております。補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ502億2,960万9,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条継続費の補正でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表継続費補正のとおり、雄物川地区小学校統合事業を変更するものでございます。これは先ほどお話いたしました震災復興事業等の影響により労務単価が上昇し、公共工事積算単価の増額改定が行われたことに伴う継続費の増額変更でございます。

次に、第3条地方債の補正でございますが、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債補正のとおり、雄物川地区小学校統合事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で小学校統合事業として4,638万7,000円を計上してございます。これは雄物川地区小学校統合事業で、公共工事積算単価の増額改定に伴う統合事業費を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして6ページをごらんいただきたいと思います。上段の事項別明細書、歳入表をごらんいただきたいと思います。

14款国庫支出金では雄物川地区小学校統合事業の精査による公立学校施設整備費負担金等で1,521万5,000円を増額計上してございます。

続いて、21款市債では2,950万円を計上してございます。これも雄物川地区小学校統合事業に係る合併特例債の増額補正でございます。

次に、18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金として167万2,000円を措置し、収支の均衡を図っておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎請願、陳情委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第10、請願、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月20日から6月25日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月20日から6月25日までの6日間、休会することに決定いたしました。

6月26日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時05分 散 会

